

陸前高田市まちづくり総合計画
後期基本計画
(令和 6 年度～令和 10 年度)
(素案)

岩手県陸前高田市

目 次

第1編 序 論

第1章 まちづくり総合計画後期基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 構成と期間	1
3 計画策定における基本的な考え方	2
4 計画の進行管理	3
第2章 まちの将来像	4
第3章 まちづくりの基本理念	5
1 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心 なまちづくり	5
2 ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり （世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）	5
3 次世代につなげる持続可能なまちづくり	5
第4章 まちづくりの基本目標	7
基本目標1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり	7
基本目標2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり	7
基本目標3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり	7
基本目標4 子どもたちを健やかに育むまちづくり	7
基本目標5 とともに支え、健康に暮らすまちづくり	7
基本目標6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり	7
基本目標7 活力に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり	8
基本目標8 市民にわかりやすく健全な行財政運営	8
第5章 社会情勢と市の現状	9
1 人口減少と少子化の進行	9
2 多様化する社会	9
3 デジタル技術の発達	10
4 防災意識の高まり	10
5 脱炭素社会の実現	11
第6章 将来人口	12
第7章 土地利用の方針	13

第2編 前期基本計画の進捗状況

前期基本計画の成果指標項目の進捗評価・・・・・・・・・・	15
------------------------------	----

第3編 後期基本計画（令和6年度～令和10年度）

SDGsの推進・・・・・・・・・・	18
SDGsと後期基本計画の各基本政策との関連・・・・・・・・	20
体系図・・・・・・・・・・	22

基本目標1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

基本政策① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくり を推進する・・・・・・・・・・	24
基本政策② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出 するまちづくりを推進する・・・・・・・・・・	24
基本政策③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、 安定した市民の暮らしの復興を推進する・・・・・・・・	24
基本政策④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する・・・・・・・・	24
基本政策⑤ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまち づくりを推進する・・・・・・・・・・	25
基本政策⑥ 地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働 によるまちづくりを推進する・・・・・・・・・・	25

基本目標2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

基本政策1 生活道路・交通環境を整備する・・・・・・・・	27
基本政策2 水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する・・・・・・・・	29
基本政策3 住環境整備を促進する・・・・・・・・・・	31
基本政策4 地域の伝統や文化を大切にする・・・・・・・・	33
基本政策5 生涯学習を推進する・・・・・・・・・・	35

基本目標3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

基本政策6 防災意識を高め、防災・減災体制を整える・・・・・・・・	38
基本政策7 消防・救急体制の充実を図る・・・・・・・・	41
基本政策8 交通安全を推進する・・・・・・・・・・	43
基本政策9 防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する・・・・	45

基本政策 1 0	自然環境の保全に努める	4 6
基本政策 1 1	ごみの減量と資源の活用を図る	4 7
基本目標 4 子どもたちを健やかに育むまちづくり		
基本政策 1 2	安心して子どもを産み育てられる環境を整える . . .	5 0
基本政策 1 3	一人ひとりを大切にした学校教育を推進する	5 3
基本政策 1 4	知・徳・体を真に備えたたくましい人づくり を推進する	5 5
基本政策 1 5	家庭や地域の教育力を高める	5 7
基本政策 1 6	安全・安心な学校教育環境を整える	5 9
基本目標 5 とともに支え、健康に暮らすまちづくり		
基本政策 1 7	共生のまちづくりを推進する	6 2
基本政策 1 8	市民の健康づくりを推進する	6 6
基本政策 1 9	安心できる医療・介護・福祉体制を整える	6 8
基本目標 6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり		
基本政策 2 0	仕事と生活の調和を図り、男女共同参画を 推進する	7 1
基本政策 2 1	協働によるまちづくりを推進する	7 3
基本政策 2 2	住民活動を支援する	7 5
基本政策 2 3	地域間の交流を促進する	7 7
基本目標 7 活力に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり		
基本政策 2 4	農業の振興を図る	8 0
基本政策 2 5	林業の振興を図る	8 2
基本政策 2 6	水産業の振興を図る	8 4
基本政策 2 7	商工業の振興を図る	8 6
基本政策 2 8	地産地消とブランド化を推進する	8 8
基本政策 2 9	地域資源を活かした観光振興を推進する	9 0
基本政策 3 0	魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える . .	9 2

基本目標 8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

基本政策 3 1 健全な財政運営を推進する 9 5

基本政策 3 2 広聴広報活動の充実を図る 9 7

基本政策 3 3 利便性の高い行政サービスを提供する 9 8

用語解説

用語解説 1 0 0

第 1 編 序 論

第1章 まちづくり総合計画後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、令和元年度から令和10年度の10年間を計画期間とする「陸前高田市まちづくり総合計画」を策定し、まちの将来像に掲げる「夢と希望と愛に満ち 次世代につなげる共生と交流のまち 陸前高田」の実現に向けて様々な施策を進めてきました。

このまちづくり総合計画の中間年次にあたり、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、人口減少や少子高齢化、脱炭素社会及びSDGsの推進など、社会環境の急速な変化に対応した取組をさらに進めるため、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

2 構成と期間

陸前高田市まちづくり総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的・広域的な視点から目指すべき「まちの将来像」と、まちづくりの基本方針としての「まちづくりの基本理念と基本目標」を示したもので、市民と行政が計画的にまちづくりを進めていくための指針となるものです。

(2) 基本計画

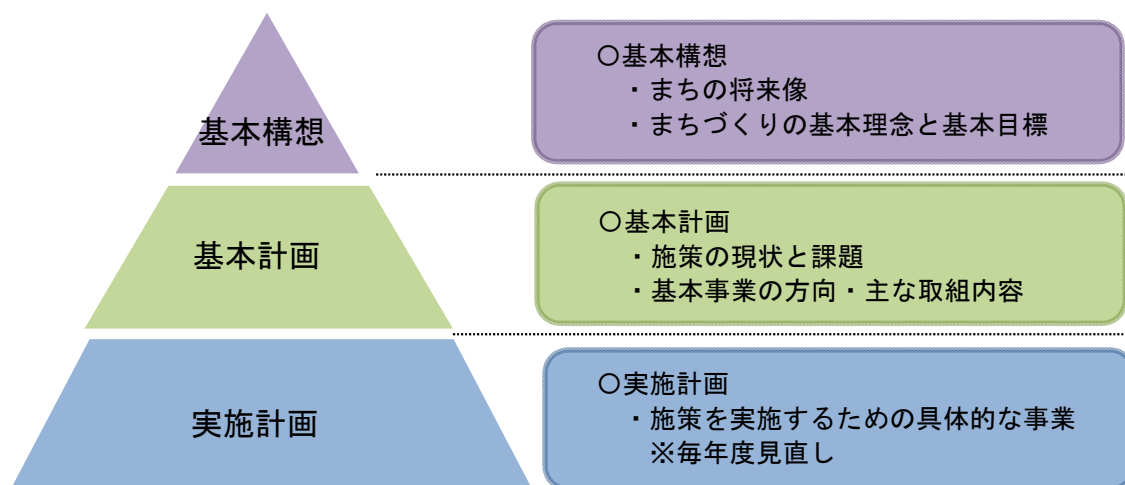
基本構想に掲げる目標を実現するための政策や事業を、部門別に体系化し、施策の方向性、主な取組内容、成果指標などを示すものです。

令和元年度を初年度とし、令和元年度から令和5年度の5年間を前期計画、令和6年度から令和10年度の5年間を後期計画とします。

(3) 実施計画

基本計画に掲げる、まちの将来像の実現及び基本目標の達成に向けて、施策等を計画的・効果的に進めていくため、市として取り組むべき具体的な事業を取りまとめることとします。

実施計画は3年間のローリング方式により毎年度見直しを行います。



年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
基本構想	基本構想（10 年間）									
基本計画	前期基本計画（5 年間）					後期基本計画（5 年間）				
実施計画	実施計画									

3 計画策定における基本的な考え方

(1) 市民との協働による計画づくり

計画策定段階から情報発信を行うとともに、市政懇談会の開催や各種団体との意見交換など市民参加の機会を多く設けることにより、市民との協働による計画を目指しました。

(2) 現状を把握した計画づくり

市が抱える課題や市民ニーズを的確に捉え、SDGs の実現等を推進するとともに、前期基本計画の進捗状況や成果を踏まえつつ、第2期まち・ひと・しごと総合戦略をはじめとする各施策分野の個別計画や、国、県などの上位計画との関連性をもった計画を目指しました。

(3) 市民にわかりやすい計画づくり

実現可能で明確な目標と簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指しました。

(4) 人口減少社会に対応した計画づくり

人口減少や少子高齢化の進展により、今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、成果指標による計画の達成状況の評価を行いながら、計画の推進と健全な財政運営の均衡が図られる計画を目指しました。

4 計画の進行管理

計画の目標値（成果指標）を市民と広く共有することにより、市民との協働による計画の推進に努め、計画の進捗状況や成果については、市民にわかりやすい形で公表するとともに、広く市民や各種団体などからの意見を伺い、適宜計画の推進に反映させるなど、連携を図りながら計画を着実に推進します。

第2章 まちの将来像

「夢と希望と愛に満ち 次世代 につなげる 共生と交流のまち 陸前高田」

陸前高田市に暮らす全ての人々が、それぞれの意思と行動で主体的にまちづくりに関わり、これまで先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次世代を担う子どもたちにつなげられるようなまちを築いていこうという思いが込められています。

第3章 まちづくりの基本理念

基本理念は、まちづくりの根底に流れる考え方です。

陸前高田市民憲章を踏まえるとともに、陸前高田市震災復興計画を継承しながら、まちの将来像の実現に向けて、次の3つを基本理念として定め、まちづくりを進めていきます。

1 創造的な復興（より良い復興）と防災・減災による安全・安心なまちづくり

東日本大震災からの復興の取組について、単に震災からの復旧に留まらず、震災前より良い状態となるよう、未来に向けた新たなまちづくりを目指す必要があります。

また、創造的な復興の取組とともに、これまで教訓としてきた防災・減災というキーワードを、新たな魅力として世界に発信することにより、市内一帯が防災・減災・災害対応を学ぶ先進地となり、交流人口の拡大や地域防災力の向上につなげることで、本市としての魅力を高めるまちづくりに取り組みます。

2 ノーマライゼーションという言葉のいないまちづくり（世界に誇れる美しい共生社会のまちづくり）

国籍や文化、宗教、政治的信条などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ一個人として尊重され、年を重ねて身体機能や認知機能が低下しても、障がいを持つことになったとしても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、世界に誇れる美しい共生社会のまちへと成長できるように取り組みます。

3 次世代につなげる持続可能なまちづくり

東日本大震災により急速に進行している人口減少や、全国的な潮流である少子高齢化の傾向が一層進むことが予想される中、健全な財政運営を土台としながら、本市の基幹産業である農林水産業・商工業などの振興や、地域特性・地域資源を最大限に活用した新たな産業の創出を推し進めるとともに、まちづくりの担い手となる人材を育成し、市民と行政が互いの特

性や長所を活かして協働・連携することにより、子どもから高齢者まで誰もが活力と活気に溢れ、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちづくりに取り組みます。

第4章 まちづくりの基本目標

基本目標1 復興の確実な推進と

誰もが安心して暮らすまちづくり

東日本大震災からの復旧・復興事業によるハード整備は概ね完了しましたが、引き続き、多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、心の復興などソフト事業を推進し、協働の精神を生かした誰もが安心して暮らすまちづくりを進めます。

基本目標2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

基本目標3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

全ての災害に備え、地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

基本目標4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

基本目標5 とともに支え、健康に暮らすまちづくり

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

基本目標6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

都市間交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、市民との協働により地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

基本目標 7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

地域の特性を活かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

基本目標 8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

わかりやすい行政情報の発信と表現に努め、広く市民の意見を伺いながら効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

第5章 社会情勢と市の現状

1 人口減少と少子化の進行

我が国の人口は、令和2年国勢調査によると1億2,615万人となっており、平成27年の調査から約94万9千人減少しています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、合計特殊出生率の低下や平均寿命の延伸、外国人の入国超過数の増加などを踏まえ、令和52年には8,700万人と、31%減少する見込みです。

国内の人口を見ると、東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の人口は3,691万人と、全国の約30%を占めており「一極集中」の傾向が続いています。

本市に目を向けると、令和2年国勢調査では18,262人と前回平成27年の調査（19,758人）から1,496人減少しています。

今後はさらに人口減少や少子化の進展が予想されることから、経済規模の縮小や労働力不足などが懸念されます。

このため、安心して子どもを産み育てることができる環境を岩手県や近隣自治体と連携しながら進めていく必要があります。

2 多様化する社会

生活水準の向上や科学技術の進歩に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、個人の価値観や生活様式が多様化してきています。物質的な豊かさに加え、精神的なゆとりや生きがいを重視する心の豊かさを大切にすることや、テレワークによって地方でも同様に働けることなどを理由として、自然豊かな環境での生活を求めて地方移住の関心なども高くなってきています。

一人ひとりが理想とする生き方を実現できるよう、社会が一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくとともに、一人ひとりの個性や創造性を発揮できる環境をつくっていくことが必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の5類移行にともない、交流人口や関係人口の増加が見込まれることから、異なる文化や風習、宗教などを互いに

受け入れ、尊重し、新たな関係性を構築しながら共生社会の実現を目指すことが必要です。

3 デジタル技術の発達

デジタル技術の発達は、労働生産性の向上や効率性を高め、地域の活性化を促すとともに、都市部との格差を縮小し、人口減少社会の課題を解決するものとして期待されています。

テレワークやオンライン授業、オンライン診療によって、地域や時間を気にせず、就業が可能になったり、様々なサービスを受けることが可能になります。

また、自動運転サービスの普及を目指すことにより、公共交通の充実や労働力不足の解消なども期待されています。

一方で、デジタル技術の発達によって、地域の結束や人々のコミュニケーションが弱まることも懸念されます。

本市においては、今後さらに人口減少等の影響による生産性の低下や労働力不足が懸念されることから、地域の実情に応じたデジタル技術の活用により持続可能な社会を目指すことが必要です。

4 防災意識の高まり

東日本大震災から13年の月日が経過しましたが、令和4年3月には岩手県から新たな最大クラスの津波浸水想定が公表され、私たちは、次の災害に備えなければならない状況にあります。

また、全国各地で大雨による浸水被害や土砂災害の発生が後を絶たない状況にあり、もはやどこで大規模な災害が発生しても不思議ではありません。

今後、大規模な災害が発生した際には、行政の力だけでは対応する事が困難になることが予想されることから、「自助」「共助」の力を向上させる事が重要となっています。

そのために、防災意識の啓発に努めるとともに、防災教育を推進し充実を図る必要があります。

5 脱炭素社会の実現

令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、様々な取組が行われる中、本市においても、先人が残した恵まれた自然や歴史、伝統を次世代に引き継ぐため、温室効果ガスの排出量の削減などを進めていく必要があります。

本市では、公共施設への太陽光発電設備の導入やグリーンスローモビリティの運用などの取組を進めており、令和5年1月には、二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」となることを宣言しました。

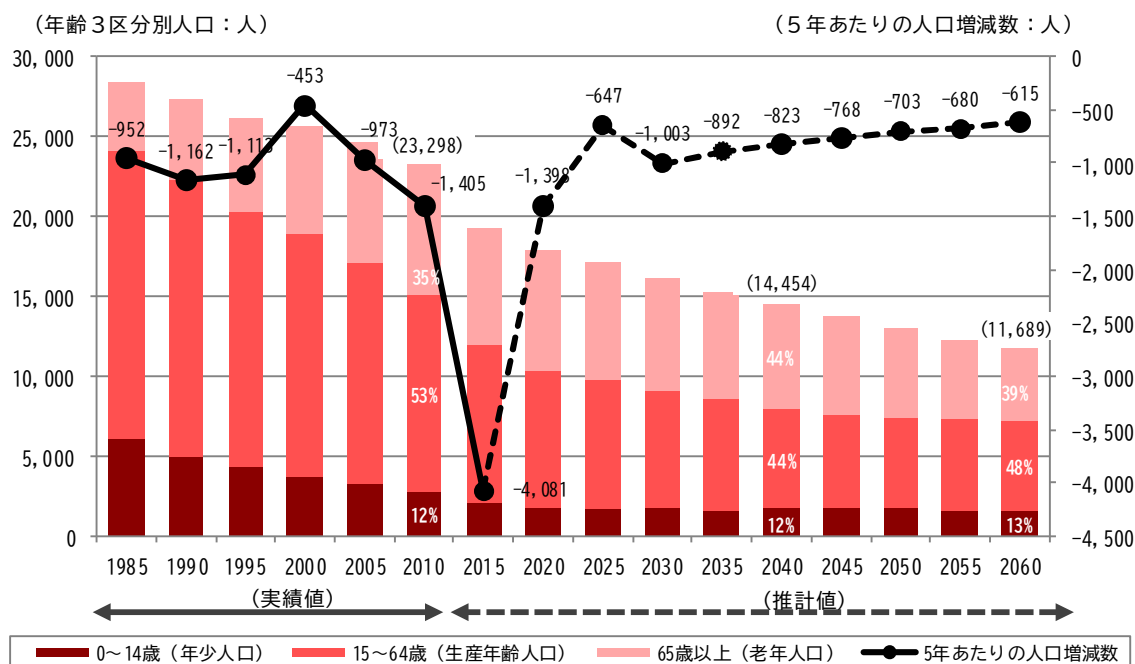
今後は、脱炭素社会に向けた機運の醸成を図るとともに、再生可能エネルギーの導入の促進を通じて、持続可能なまちづくりを推進していくことが求められています。

第6章 将来人口

地域の社会経済情勢に多大な影響を及ぼす人口は、持続可能な行財政運営において最も重要な指標であることから、令和2年3月に策定した陸前高田市人口ビジョン及び第2期まち・ひと・しごと総合戦略に掲げる取組を、後期基本計画においても積極的に推進することにより、安定した雇用の創出や若い世代の結婚・出産・子育て環境の整備などに努め、人口減少速度の抑制を図ります。

これらの推進により、総合計画の目標年次である令和10年の人口を17,000人と見込みます。

■ 年齢区分別の人口の推移と今後の見込み



第7章 土地利用の方針

土地利用については、市民生活や生産活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させるとともに、自然環境の保全と安全性の確保に努め、地域の自然的、社会的、継続的、文化的な諸条件に十分配慮しながら、土地利用対策に取り組みます。

1 東日本大震災による被災地

津波の浸水被害を受け、居住できなくなった土地については、脱炭素社会の実現や地域経済の向上に資する場として利用の促進を図るとともに、地域コミュニティ活動の場などとしての土地利用の促進を図ります。

2 農用地

農用地は、農業生産基盤であると同時に、良好な自然環境を保全する役割を有していることから、引き続き優良農地の確保に努めます。農業の担い手への農地集積・集約や農用地が持続的に有効活用されるよう地域計画を策定するとともに、集落における農地等の保全管理を通じて、荒廃農地の発生防止や解消を図ります。

3 森林

木材生産のほか、災害防止や水源涵養など、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、適切な間伐等の森林整備を実施するとともに、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用や、森林クレジットの販売収益の活用を通じ、再造林などさらなる森林整備の推進を図ります。

4 河川・水路

災害防止、水資源の確保、自然環境の保全と市民の憩いの場の提供といった治水、利水及び親水の機能に配慮した計画的な利用と保全に努めます。
また、整備にあたっては、景観の形成や生態系の保護に配慮します。

5 道路

安全性、利便性、快適性の確保のほか、環境の保全などにも配慮した通学路や生活道路等の整備に必要な用地の計画的な確保を図ります。

また、自然環境の保全に十分に配慮しつつ、農林業の生産性向上及び農用地・森林の適正な管理のため、農林道の整備に必要な用地の確保を図ります。

6 宅地

地域の均衡ある発展を目指し、地域の特性を考慮しながら、安全・安心・快適な住環境の維持に努めます。

7 その他

公共施設用地等の市有地については、市民生活の向上や多様な市民ニーズに対応するため、官民連携した有効活用の促進などにより、未利用市有地の縮減と適正な管理に努めます。

また、海岸及び沿岸地域は、漁業活動やレクリエーションの場としても利用されるなど、貴重な資源であることから、景観形成や自然環境の保全に配慮しながら、計画的かつ合理的な土地利用に努めます。

第2編 前期基本計画の
進捗状況

前期基本計画の成果指標項目の進捗評価

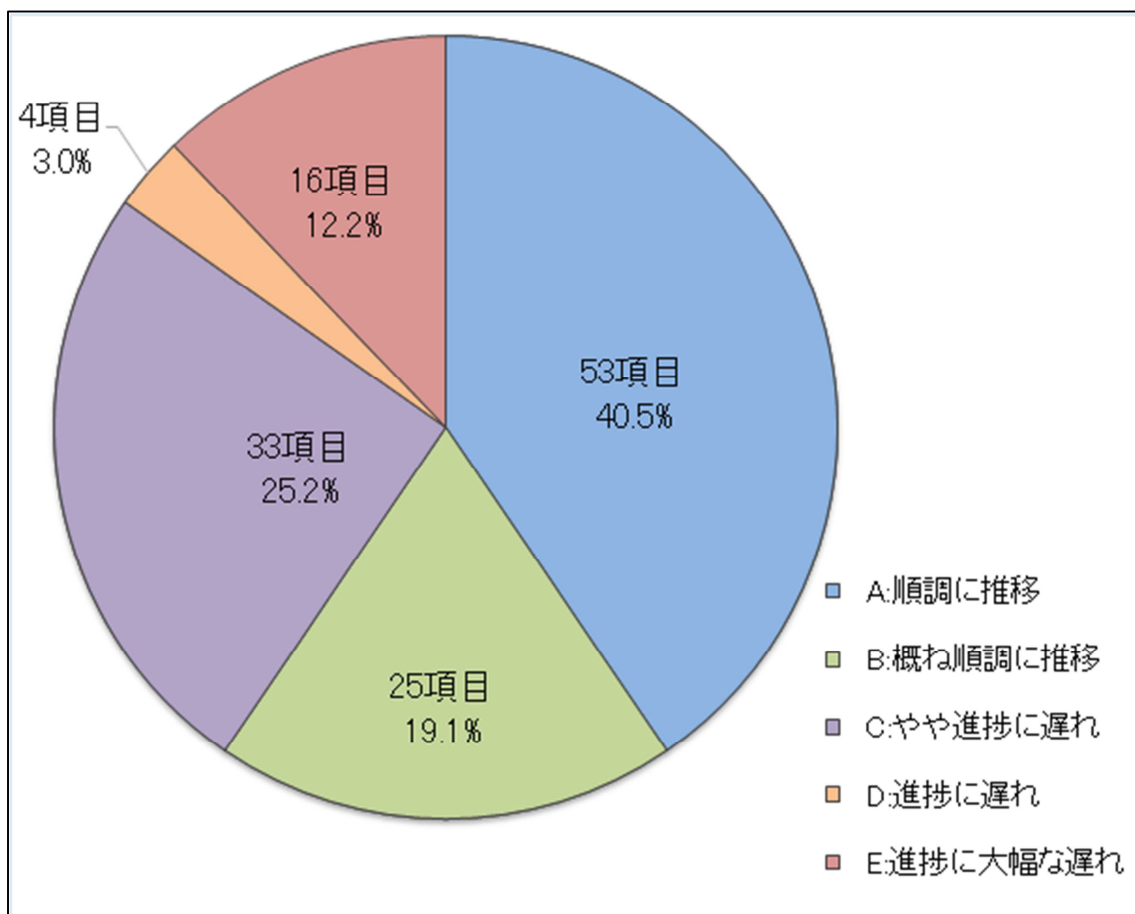
前期基本計画では、各基本政策の実施状況や進捗率を把握するために131項目の「成果指標項目」を設定しました。

設定した「成果指標項目」は、陸前高田市総合計画推進委員会において、報告し、委員の皆様からご意見等をいただき、市政運営に反映させてきました。

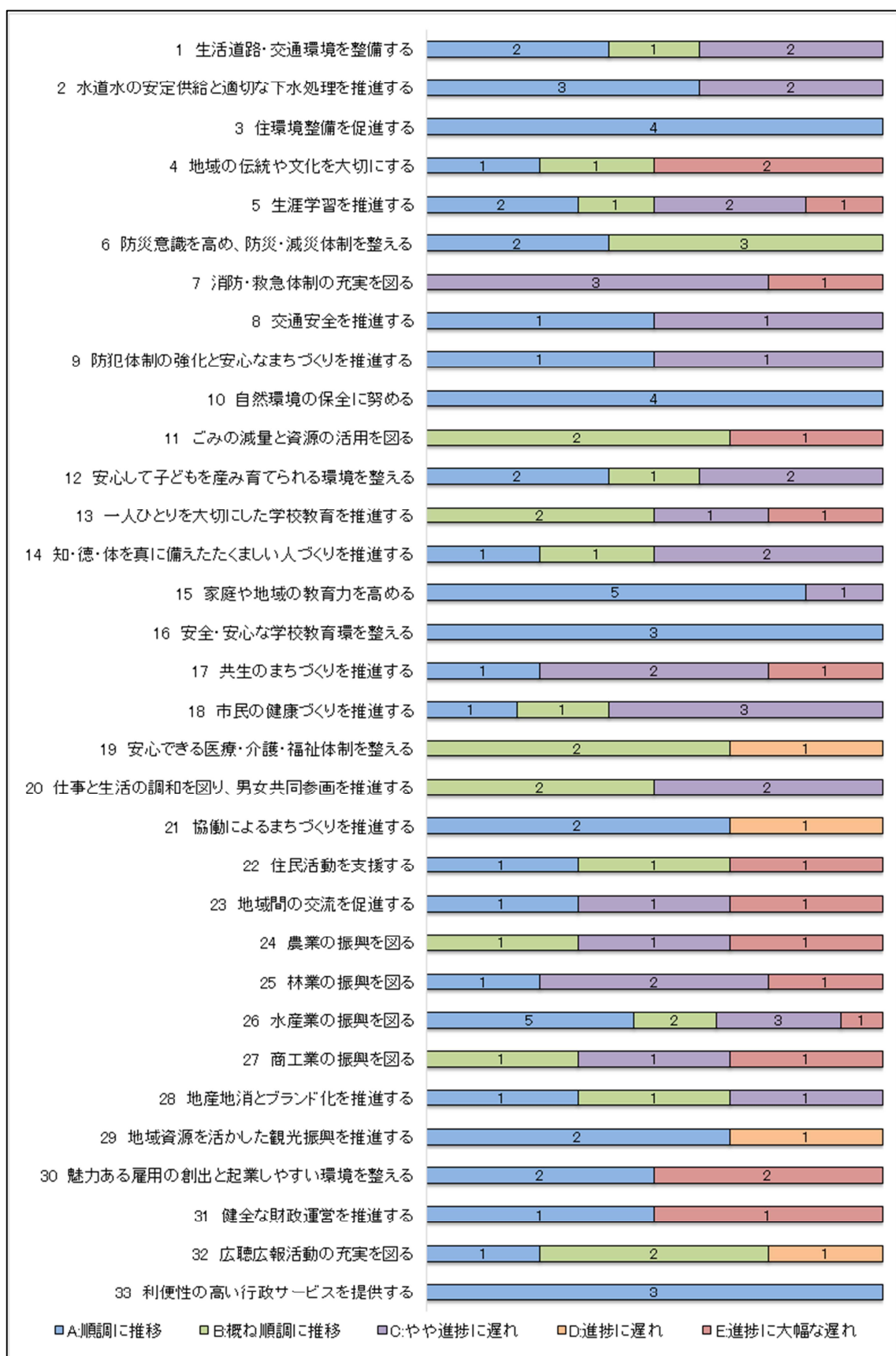
令和4年度末時点の結果は以下のとおりです。

進捗評価（全体）

進捗評価	項目数	割合
A:順調に推移	53	40.5%
B:概ね順調に推移	25	19.1%
C:やや進捗に遅れ	33	25.2%
D:進捗に遅れ	4	3.0%
E:進捗に大幅な遅れ	16	12.2%

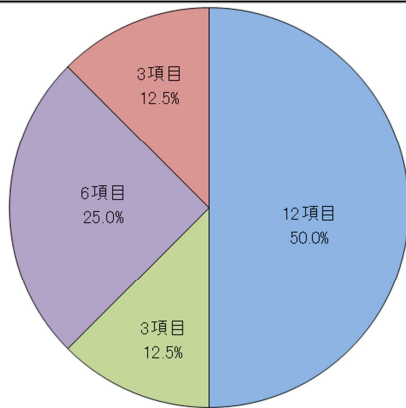


進捗評価（基本政策）

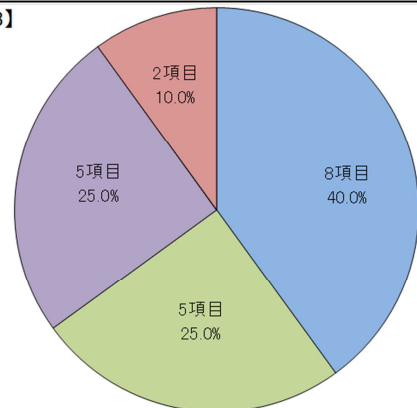


進捗評価（基本目標）

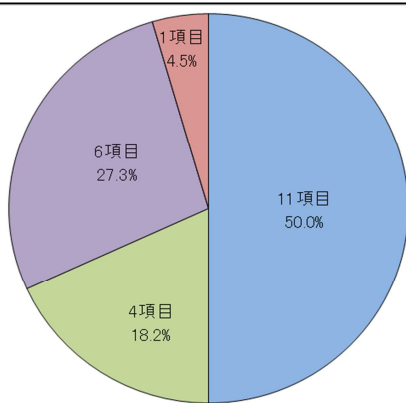
【基本目標2】



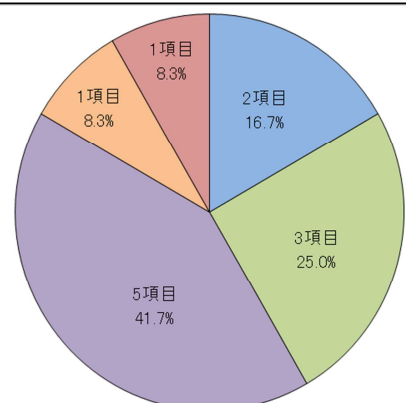
【基本目標3】



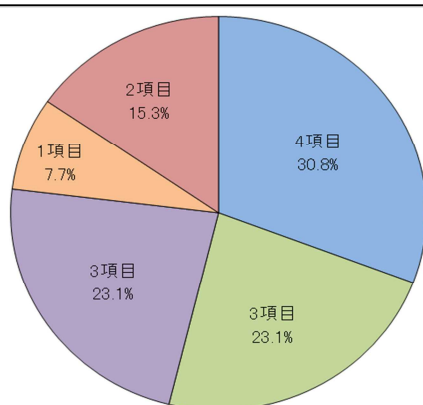
【基本目標4】



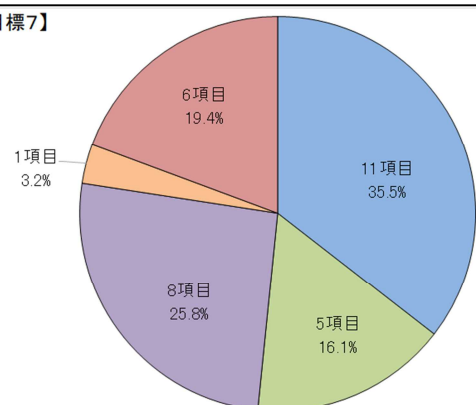
【基本目標5】



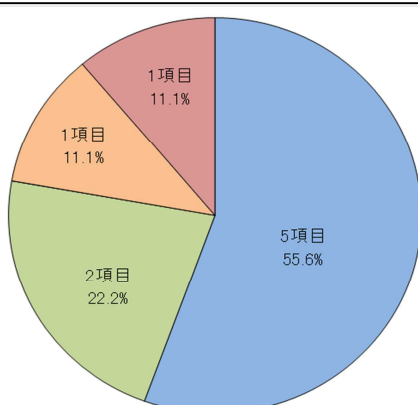
【基本目標6】



【基本目標7】



【基本目標8】



- A:順調に推移
- B:概ね順調に推移
- C:やや進捗に遅れ
- D:進捗に遅れ
- E:進捗に大幅な遅れ

第3編 後期基本計画

(令和6年度～令和10年度)

SDGsの推進

1 SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国においても積極的な取組を進めています。

2 SDGs未来都市

本市においては、誰もが多様性を認め合い、障がいがあっても高齢になっても、安心して自分らしい生き方を実現できる社会や、男女がともに協力し合い安心して妊娠・出産・子育てができる社会、困っている人がいたら助けることが当たり前の社会の実現に向けて、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」を推進してきました。

この「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくり」が「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念に合致していることから、2019年7月1日に岩手県内で初めて「SDGs未来都市」に選定されました。

3 SDGsに関する取組

本市では、SDGs未来都市に選定される以前からSDGsの推進に向けた様々な取組を進めてきました。

多様な主体との連携を図るため、「SDGs推進プラットフォーム」を設立し、市内外の企業・団体・個人等との交流や連携によるSDGsに関する情報発信や普及啓発活動を実施してきました。また、SDGs協力協定を締結している法政大学と地元事業所とがワークショップを開催し、大学生との交流や地域課題の解決を目指した取組を進めてきました。

その他にも、令和4年4月には、コミュニティの場の創出や新たな公共交通の構築を目的として、環境に考慮したグリーンスローモビリティの運行を開始しました。

後期基本計画の策定にあたっては、SDGsの17のゴールと1から33の基本政策を関連づけ、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現に向けた取組を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsと陸前高田市総合計画後期基本計画の各基本政策の関連性

基本目標	基本政策																	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり	① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進する											○						○
	② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進する						○					○	○		○	○		○
	③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する			○	○	○			○			○						
	④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する								○	○		○		○	○	○		
	⑤ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進する							○				○	○	○				○
	⑥ 地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進する								○		○	○						○
2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり	1 生活道路・交通環境を整備する											○						
	2 水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する						○											
	3 住環境整備を促進する											○						
	4 地域の伝統や文化を大切にする				○							○						
	5 生涯学習を推進する				○													
3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり	6 防災意識を高め、防災・減災体制を整える											○						
	7 消防・救急体制の充実を図る											○						
	8 交通安全を推進する											○						
	9 防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する																○	
	10 自然環境の保全に努める											○			○	○		
	11 ごみの減量と資源の活用を図る							○		○		○	○					
4 子どもたちを健やかに育むまちづくり	12 安心して子どもを産み育てられる環境を整える	○		○	○													
	13 一人ひとりを大切にした学校教育を推進する				○													
	14 知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する				○													
	15 家庭や地域の教育力を高める				○													
	16 安全・安心な学校教育環境を整える				○													
	17 共生のまちづくりを推進する			○							○	○						
5 とともに支え、健康に暮らすまちづくり	18 市民の健康づくりを推進する			○														
	19 安心できる医療・介護・福祉体制を整える			○														
	20 仕事と生活の調和を図り、男女共同参画を推進する					○			○			○						
6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり	21 協働によるまちづくりを推進する					○			○			○						
	22 住民活動を支援する								○			○						
	23 地域間の交流を促進する																	○
	24 農業の振興を図る		○							○						○		
7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり	25 林業の振興を図る							○						○		○		
	26 水産業の振興を図る		○												○			
	27 商工業の振興を図る								○	○		○						
	28 地産地消とブランド化を推進する								○						○	○		
	29 地域資源を活かした観光振興を推進する								○			○						
	30 魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える								○	○		○						
	31 健全な財政運営を推進する											○						
8 市民にわかりやすく健全な行政運営	32 広聴広報活動の充実を図る								○			○						
	33 利便性の高い行政サービスを提供する									○		○						

陸前高田市まちづくり総合計画 体系図



まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

1 基本目標

1 復興の確実な推進と誰もが安心して暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

東日本大震災からの復旧・復興事業によるハード整備は、令和4年12月末までに概ね完了しました。今後は、被災された市民に寄り添い、心の復興などソフト事業を推進し、本市のさらなる発展とすべての人が安心して暮らすまちづくりを進めます。

3 復興後の目指す姿

① 多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを推進する

整備された防潮堤等の海岸保全施設や幹線道路、避難道路の維持管理を適正に行うとともに、防災体制の再整備による「津波防災」と「減災」を組み合わせた多重防災型の災害に強い安全なまちづくりを進めます。

② 快適で魅力ある都市空間、都市機能を創出するまちづくりを推進する

防災性や利便性を考慮した土地利活用の推進により、災害時のみならず市民生活や経済活動にとっても快適で魅力ある都市空間、都市機能を活用した住み続けられるまちづくりを進めます。

③ 公共施設の再建や市民サービスの回復など、安定した市民の暮らしの再興を推進する

再建されたスポーツ施設、文化施設等の公共施設をはじめ、教育、保健、市民サービスなど、安定した市民の暮らしを再興します。

④ 産業基盤の早期復興と新規企業立地を推進する

農業や水産業の基幹産業、水産加工や醸造などの地場産業、宿泊施設や道の駅などの観光産業、商業など、雇用の場の確保や産業基盤の整備とともに、食関連産業などの新規企業立地や集積を推進します。

⑤ 地球環境にやさしいエネルギーを活用したまちづくりを推進する

脱炭素社会を通じた地域課題の解決を目指して、再生可能エネルギー（太陽光など）の活用を推進します。

⑥ 地域の特性やコミュニティ活動を生かした協働によるまちづくりを推進する

コミュニティ推進協議会やまちづくり団体等による、地域課題の解決にむけた取組を支援し持続可能な活力ある地域社会の形成に向けた協働によるまちづくりを推進します。

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

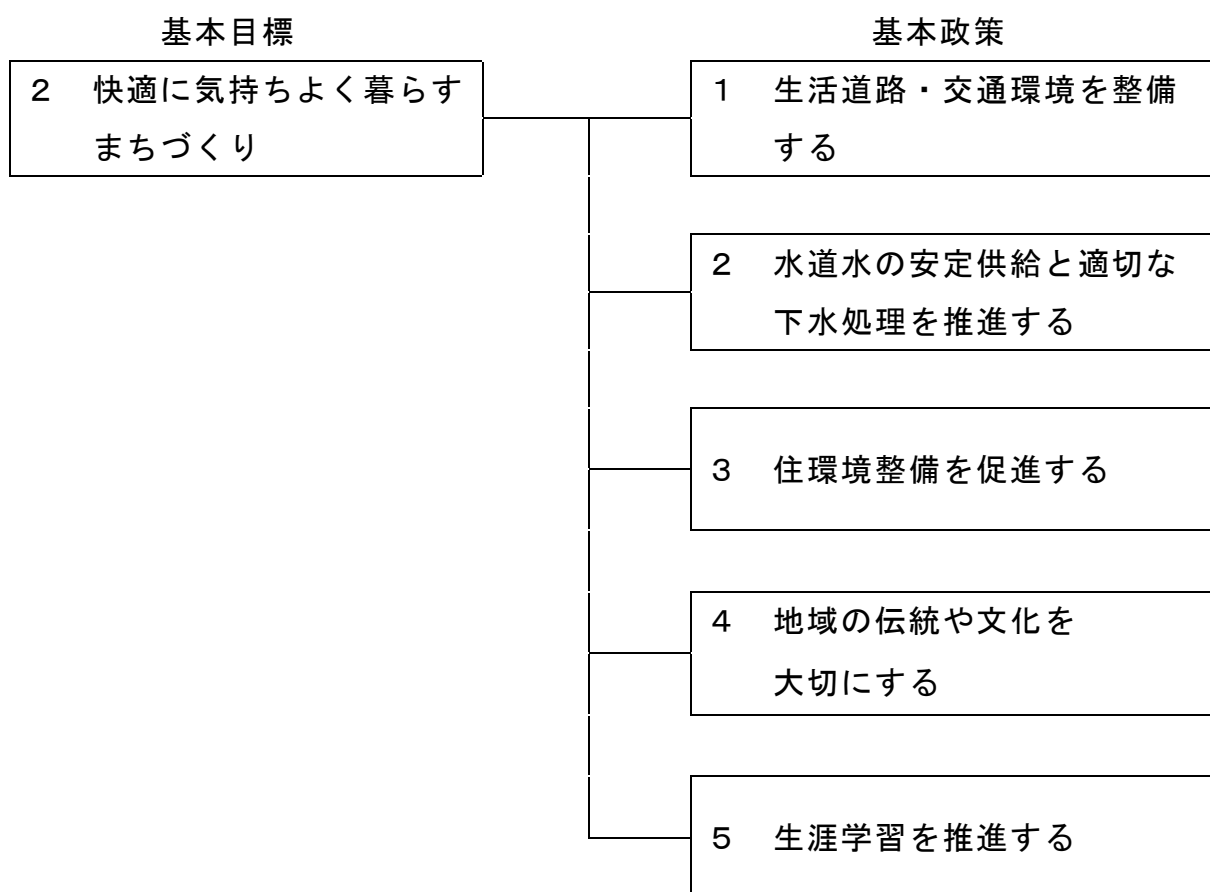
1 基本目標

2 快適に気持ちよく暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

住みやすい住環境の整備や、利便性の高い道路・公共交通網を整備するとともに、芸術文化活動や多様な学習活動ができるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本政策における取組内容

基本政策 1	生活道路・交通環境を整備する
--------	----------------

現 状 と 課 題
・ 近年のゲリラ豪雨や地震などの自然災害時においては、落石や崩壊などの恐れがある道路法面や、幅員狭小により救急車などの緊急車両の通行に支障をきたしている生活道路があります。 ・ 橋梁、側溝、舗装などの道路構造物や街路灯の老朽化が著しいことから、道路維持や補修などの環境整備を実施する必要があります。 ・ 生活の利便性を高めるため、既存の市道の改良などを行うとともに適切な維持管理を行う必要があります。 ・ 公共交通については、BRTや路線バス、乗合タクシー、デマンド交通、グリーンスローモビリティが運行されており、利用状況や施設・道路等の整備に応じて運行経路を見直しています。 ・ 人口減少や少子化の進展、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などによって公共交通の利用者は減少傾向にあり、事業者の自助努力だけでは運行の継続が困難な状況にあることから、効率的な公共交通ネットワークを構築する必要があります。 ・ JR陸前高田駅を公共交通の結節点とし、引き続き交通事業者と連携を図りながら、高齢者や障がい者を含む市民や観光客が幅広く利用できる公共交通環境を構築する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
市道の維持管理	市道の維持管理や道路構造物の長寿命化計画に基づき適正に管理を行うことにより、市民が通行する際の安全性や快適性を確保します。
市道等の整備	産業・観光・流通面を考慮に入れた、生活道路としての機能を有する市道の整備促進を図るとともに、国道等の整備について国や県に働きかけを行っていきます。
新たな公共交通ネットワークの構築	JR陸前高田駅を多様な公共交通の結節点とすることにより、市民や観光客が幅広く利用できる公共交通環境を整備するとともに、交通マップなどによる情報発信を行い利用促進につなげます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
生活道路・交通環境に満足している人の割合	%	55.0	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
市道改良率（累計）	%	50.7	61.0	岩手県内の市町村の道路改良率の平均値を目標とする
橋梁長寿命化対策が図られた橋梁数（累計）	橋	26	63	老朽化対策が必要な橋梁数
市内を運行する公共交通の利用者数	人	15,456	16,300	免許返納者や観光客の増加を見込み5%増を目指す

部門別計画

- ・社会資本総合整備計画
- ・陸前高田市地域公共交通計画

基本政策 2	水道水の安定供給と適切な下水処理を推進する
--------	-----------------------

現 状 と 課 題
・本市の水道普及率は、令和4年度末現在で94.3%となっており、平成29年度末（89.1%）からは5.2ポイント増加していますが、井戸や沢水などを利用している水道の未普及地域が存在しています。 ・令和3年度に、陸前高田市水道事業経営戦略を策定し、現状においては水道事業の経営は安定していますが、老朽化した施設の更新や災害に備えた施設の耐震化などを適切に行うためにも、経営の効率化・健全化に向けた取組を引き続き行う必要があります。 ・水道の未普及地域では、地域で整備した給水施設の老朽化や構成員の減少による維持管理にかかる負担の増加がみられることから、適切な支援を行う必要があります。 ・汚水処理事業については、本市の豊かな自然を守るとともに、市民の快適で清潔な生活環境を守るため、トイレの水洗化など汚水処理を推進する必要があります。 ・東日本大震災で被災した下水道処理施設は復旧が完了し、今後は適切な施設の維持管理と老朽化した施設の更新を行う必要があります。 ・下水道事業は、令和5年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計による会計処理を行っておりますが、その財政基盤は不安定なため、更なる効率的な経営を行う必要があります。 ・下水道処理区域外においては、浄化槽の設置を促進し、清潔な生活環境と自然環境の保全を目指す必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
水道及び下水道事業会計の経営改善	施設の統廃合や隣接する自治体との維持管理に係る連携、共同化などを検討し、経営改善を図ります。
安全・安心・安定した水道水の供給	老朽化した施設・管路の計画的な更新や耐震化を推進するとともに、水質検査計画に基づき適切な水質管理に努めます。
飲用水給水施設整備	水道未普及地域などにおける飲用水給水施設の整備促進を図ります。
下水道処理施設の適切な管理	定期的な施設点検結果を基にした処理施設の適切な維持及び更新を実施します。
浄化槽の普及促進	下水道処理区域以外の地域における水洗化に関する意識啓発や浄化槽設置を促進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
水道水の供給と下水処理に満足している人の割合	%	77.7	80.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に80%となることを目指す
水道及び下水道事業会計への基準外繰出金額	千円	517,437	414,000	下水道が公営企業会計に移行した令和5年度当初予算額から目標年度までに20%の減少を目指す
配水管の更新延長（累計）	km	10	22	配水管の更新を60年後に全て完了することを目指す
浄化槽設置基数（累計）	基	212	570	毎年60基の浄化槽設置を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市水道事業経営戦略
- ・ 陸前高田市公共下水道全体計画

基本政策 3	住環境整備を促進する
--------	------------

現 状 と 課 題
・市営住宅については、<u>ユニバーサルデザイン</u>に配慮しながら計画的に維持管理を行う必要があります。また、老朽化した市営住宅の入居者の居住環境と維持管理費の増大が懸念されます。 ・一般住宅については耐震化の普及啓発や助成事業により、耐震化率の向上に努める必要があります。また、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されます。 ・国内外からの来訪者が見込まれる高田松原津波復興祈念公園の完成に伴い、祈念公園周辺や中心市街地などにおいて、より良好な景観形成が必要となっています。 ・生涯スポーツ・競技スポーツの振興や、スポーツによる交流人口の拡大を推進するため、体育交流施設の維持管理を適切に行う必要があります。 ・市内に設置されている公園及び緑地を、適正に維持管理する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
市営住宅の維持管理	公営住宅長寿命化計画に基づいた市営住宅の適正な維持管理に努め、老朽化した住宅から他の市営住宅への移転を促進します。
一般住宅への支援	住まいるリフォーム支援事業による住環境の向上と耐震診断や耐震改修への助成による耐震化の促進を図ります。
空家等対策の促進	空家等対策計画に基づいた空家等の適切な管理を促進します。
良好な景観形成の推進	陸前高田市景観計画やまちなみづくりの手引きなどのガイドラインに基づく良好な景観形成を推進します。また、市内に点在する未利用地の適正な維持管理に努めます。
体育交流施設の維持管理	体育交流施設長寿命化計画に基づき、適切な修繕及び維持管理に努めます。
公園・緑地空間の維持管理	地域住民との協働により、市民の憩いの場となるよう公園やまちなかの緑化空間の改善による豊かな住環境の適正な維持管理に努めます。
都市基盤施設等の整備	幹線道路や生活道路、公園など有事の際の避難路や避難場所の確保に努めるとともに、安全・安心・快適な住環境の維持に努めます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
住環境に満足している人の割合	%	70.5	74.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に74%となることを目指す
住まいのリフォーム支援事業助成件数（累計）	件	589	860	直近3か年平均（45件）を維持
岩手県に建築確認申請があったもののうち景観形成基準に適合している建築物等の割合	%	100.00	100.00	基準に適合することを目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市緑の基本計画
- ・ 高田松原津波復興祈念公園基本計画
- ・ 陸前高田市景観計画
- ・ 陸前高田市都市計画マスタープラン
- ・ 陸前高田市耐震改修促進計画
- ・ 陸前高田市公営住宅長寿命化計画
- ・ 陸前高田市空家等対策計画
- ・ 陸前高田市体育交流施設長寿命化計画

基本政策 4	地域の伝統や文化を大切にする
---------------	-----------------------

現 状 と 課 題
・心豊かでうるおいとやすらぎのある市民生活の実現に向けて、創造性を発揮し、 培い、個性を伸ばし、自らの啓発を図ろうとする自発的、自主的な営みである 文化芸術に親しむ機会を確保していく必要があります。 ・文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承や発展、創造に活用 していくためには、まちづくりや観光など、多方面の分野における施策との連 携を図っていく必要があります。 ・市民の文化に対するニーズも多様で高度なものに変化しており、ニーズに適応 した事業展開が求められています。 ・先人たちによって受け継がれてきた自然・歴史・文化資源を活かした「陸前高 田らしさ」を、まちづくりや将来を担う子どもたちに受け継いでいくことが望 まれています。 ・津波で被災した文化財の再生を目指して、専門機関などの支援を受けながら安 定化処理・修復に取り組んでいます。 ・小中学校の総合的な学習時間などにおいて、郷土の自然・歴史・文化に関する 探究学習活動の機会を設けています。 ・民俗芸能や民俗技術などの文化財については、後継者への継承が最重要課題と なっています。 ・近年の文化財概念や構想を反映した文化財保存活用地域計画の策定を進め、ま ちづくりに関わるような事業展開が望まれています。

基本事業の方向	主な取組内容
みんなが親しめる 多様な文化芸術活 動の推進	芸術鑑賞や創作発表機会の提供を図るとともに、市民の自主 的・主体的な文化芸術活動を支援します。
自然・歴史・文化資 源の保護と継承	文化財保存活用地域計画などの策定を通して、「陸前高田ら しき」を示す自然・歴史・文化資源の将来への継承に努めま す。
歴史と風土に培わ れた文化財の保存 と活用	旧吉田家住宅主屋をはじめ、被災した文化財の早期修復や過 去に起きた災害の記録の保存と活用を図るとともに、文化財 の活用に資するための基礎調査の実施に努めます。
文化活動を育てる 環境の整備	小中学校と連携した学習活動や郷土芸能伝承支援などによ る文化財保存活用を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
地域の伝統や文化の保護・活用に満足している人の割合	%	74.9	80.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に80%となることを目指す
市民芸術祭等参加者数	人	1,390	1,750	市民が芸術文化活動に気軽に触れ合えるよう参加者の増加を目指す
教育普及事業（出前講座、中沢浜貝塚関連事業）参加者数	人	630	1,100	令和10年度に1,100人の参加者を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第10次陸前高田市教育振興基本計画
- ・ 陸前高田市文化財等保存活用計画

基本政策 5	生涯学習を推進する
--------	-----------

現 状 と 課 題
・ 市民一人ひとりが乳幼児期から高齢期まで、生涯にわたって生きがいのある心豊かな生活を送れるよう、主体的に学習に取り組むためのきっかけづくりや、学習活動の成果を生かせる環境づくりが求められています。 ・ 社会情勢の変化に伴い個人の価値観やライフスタイルが多様化するなか、市民の学習ニーズも多様化していることから、乳幼児期から高齢期まで生涯にわたって幅広い世代に対応した学習機会の提供が必要です。 ・ 市民が学習活動を通じて交流を深めることや、学んだ成果をまちづくりにつなげることができるよう、社会や地域づくりに参画していくことが求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
連携・協働による生涯学習の推進	関係機関や団体などとの連携・協働による多様な学習機会の提供に努めます。
自主的・主体的な学習活動への支援	多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた、自主的・主体的に行う学習活動を支援するとともに、学習情報の提供や相談体制を充実することにより学習活動への参加を促進します。
学びの成果を地域や社会で生かせる環境づくりの推進	地域コミュニティの活性化につながるための学習機会の提供を図り、学習の成果が社会的な貢献活動につながる環境づくりに努めます。
学びの場となる施設の整備・充実	各地区公民館、市立博物館、市立図書館、市民文化会館などの社会教育施設の利用促進と適切な維持管理に努めます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
生涯学習の推進に満足している人の割合	%	64.6	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に70%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
各種講座等参加者数	人	2,450	3,200	市民の学習ニーズに対応した講座を工夫し 3,200 人を目指す
各種講座等参加者の評価	%	87.0	90.0	令和 10 年度に評価満足度 90%を目指す
博物館観覧者数	人	30,020	57,000	常設展示に加え、特別企画展の開催により、市外からの誘客を図り、令和 10 年度に 57,000 人の観覧者数を目指す
図書館利用者数	人	80,402	80,500	企画展やイベントの開催により、近隣自治体からの利用も図り、令和 10 年度に 80,500 人の利用者数を目指す
市民文化会館利用者数	人	20,335	40,000	令和 4 年度実績値を基に概ね 100%の増加を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第 10 次陸前高田市教育振興基本計画

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

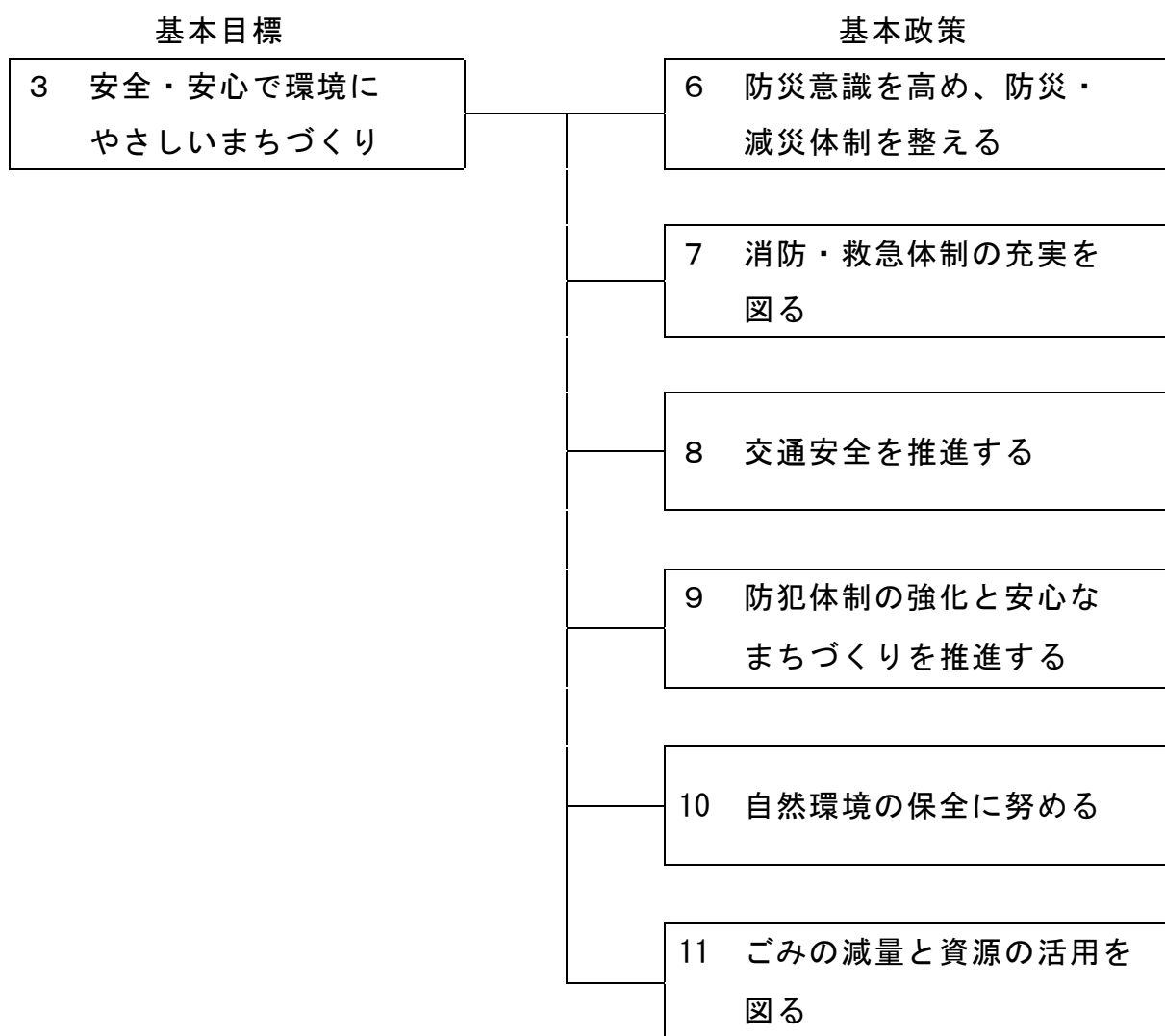
1 基本目標

3 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

全ての災害に備えて地域防災力を高めるとともに、自然環境の保全に配慮しながら生活環境が整備されるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 6	防災意識を高め、防災・減災体制を整える
--------	---------------------

現 状 と 課 題	
・地震、津波、大雨により引き起こされる大規模な災害からの被害を軽減するため、自分の力で自分の身を守る「自助」と、地域の人々が協力して被害の軽減に努める「共助」の重要性を認識し、行政が担う「公助」との連携を適切に図る必要があります。 ・津波が襲来した際に安全な場所へ避難できるよう、子どもや外国人でも分かりやすい避難誘導標識の整備を進める必要があります。 ・東日本大震災から時間が経過するにつれて、当時の経験の記憶や教訓が薄れつつあります。震災の悲劇を二度と繰り返さないため、防災講座や避難訓練、大人から子どもまでが楽しみながら学べる防災イベントなどの開催を継続し、防災意識の向上を図っていく必要があります。 ・防災行政無線が聞き取りにくい地域やインターネットを使用出来ない高齢者等に対する伝達手段を検討する必要があります。 ・近年、モバイル端末の保有率が増加していることから、<u>防災メール</u>やLINEなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用して防災情報を発信していく必要があります。 ・指定避難所には計画的に備蓄を行っていますが、災害の規模によっては必要数を確保できない可能性があることから、民間事業者や他自治体との間で災害協定の締結を進めています。また、各家庭における備蓄（<u>ローリングストック備蓄法</u>の推奨）について、より一層の自助の意識の啓発に努める必要があります。 ・市民の防災意識を高めるために、高田松原津波復興祈念公園内の震災遺構を適正に保存するとともに、岩手県東日本大震災津波伝承館や高田松原津波復興祈念公園ガイド（パークガイド）と連携しながら積極的に活用していくことが必要です。 ・今後の防災・減災に対する取組にあたり、東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などを有効活用することが重要であることから、震災アーカイブや3. 1 1 仮設住宅体験館などについて、広くPRする必要があります。	

基本事業の方向	主な取組内容
災害への備えの充実	指定避難所などへの食料、飲料水の生活必需品などの備蓄や、民間事業者や他自治体との災害協定の締結、各家庭や地域へのローリングストック備蓄法の啓発による適正な備蓄の推進を図ります。
土砂災害・洪水対策の推進	ハザードマップの配布により危険箇所等を住民に周知するとともに、河川改修や砂防事業等の促進について関係機関に要望します。
地域防災力の向上	自主防災組織の組織化を推進するとともに、体制の強化を図り、その活動が充実するよう各種支援を行います。
防災教育の推進	小中学校での防災授業や、地域における防災講座の充実を図るとともに、地域の防災リーダー「陸前高田市防災マイスター」養成講座の開催及びマイスター認定者による活動組織が実施する防災啓発等の活動を支援します。また、子どもから大人までが防災を身近に楽しく学べるイベントを開催します。
防災情報伝達体制の確立	防災行政無線の新設・増設と市ホームページやLINE、ツイッターなどのデジタル媒体の積極的活用により、情報発信の強化に努めます。併せて、デジタル技術を活用した新たな情報伝達システムの構築に努めます。
震災遺構の保存と活用	各震災遺構の目的に沿った保存・活用を図ります。また、岩手県東日本大震災津波伝承館や高田松原津波復興祈念公園ガイド（パークガイド）と連携した防災活動を行います。
震災アーカイブや3.11仮設住宅体験館の活用促進	東日本大震災の記録・資料・映像・画像・体験などに関するコンテンツや3.11仮設住宅体験館の活用により、震災の教訓などを他地域に伝える活動を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
防災意識の普及と防災・減災体制に満足している人の割合	%	84.3	90.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に90%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
防災メール登録者数	人	3,427	4,000	令和10年度に人口の25%を目指す
自主防災組織率	%	63.7	90.0	令和10年度に90.0%を目指す
防災マイスター資格取得者数（累計）	人	100	220	年20人の取得者を目指す
津波避難訓練参加者数	人	2,611	3,000	訓練参加者3,000人を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市地域防災計画
- ・ 陸前高田市国民保護計画

基本政策 7	消防・救急体制の充実を図る
--------	---------------

現 状 と 課 題
・ 消防団員数の減少による地域防災力の低下が懸念されています。また、消防団員が安全に消防活動を遂行できるよう、装備や環境の整備も必要です。 ・ 高齢化の進展に伴い増大する救急需要や、災害などにより発生するけが人に対する救急活動技術の向上や資機材の整備が必要です。また、火災や救急のほか、地震や豪雨など複雑多様化する大規模災害において、効果的な応援体制を確立するため、119 番通報を含む県内での消防通信指令体制の構築が必要です。 ・ 急病人やけが人などに遭遇した場合の応急手当や救命処置について、中学生から高齢者までの幅広い年代に対し、普及に取り組んでいます。 また、火災を未然に防ぐための防火講話や消火訓練を自治会や事業所などで実施しています。 今後も継続して知識や技術の定着を目指していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
消防団員の確保	報酬等の処遇改善や研修等による技術修得など消防団活動の魅力を発信するとともに、消防ポンプ車等の運転に必要な運転免許の取得支援など入団しやすい環境づくりを推進します。
消防団員の安全対策	消防団員の装備の充実や消防活動技術・安全管理能力の向上により安全対策を推進します。
救急体制の充実	救急救命士の養成を推進し、救急隊員の救命技術の向上に努めるとともに、救急資機材の整備などにより救急体制の充実を図ります。
消防通信指令業務の強化	県内 10 消防本部による消防通信指令業務の共同運用による連携・協力を図り、119 番通報の受信から指令までを一元化し、安定的かつ継続的な運用を行うとともに、大規模災害時における迅速な情報共有と効果的な応援体制を確立するため、消防通信指令体制の強化を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
応急手当方法などの普及	応急手当方法などの普及により、知識・技術の定着化促進を図ります。 特に、多数の来場者が訪れる施設や多数の従業員が勤務する事業所については、積極的な救急講習の受講を推進します。
防火思想の普及	自治会や事業所に加え、保育施設や学校に訪問し、消火訓練や避難訓練を通して防火に対する関心を深め、防火思想の普及を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
消防・救急体制に満足している人の割合	%	81.4	87.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に87%となることを目指す
消防団員数	人	578	580	現状維持を図る
救急講習受講者数	人	330	840	新型コロナウイルス感染症拡大前(R1)の水準に戻す
防火講習等受講者数	人	62	3,400	新型コロナウイルス感染症拡大前(R1)の水準に戻す

部門別計画

・なし

基本政策 8	交通安全を推進する
--------	-----------

現 状 と 課 題
・市内の交通事故の発生状況を見ると、高齢者が関係した事故が多くなっています。高齢者の交通安全教育として、高齢者が利用する交通手段の特性を理解するため、参加・体験・実践型の講習会を開催し、より一層の交通安全意識の高揚を図る必要があります。 ・市民一人ひとりが、交通安全の確保を自らの課題として認識していく必要があります。 ・より安全な交通環境の整備に向け、地域の交通情勢を踏まえ、行政・交通安全協会及び交通指導隊等の関係団体・学校・保護者・住民との情報共有や協働を今後も継続していく必要があります。 ・歩行者や自転車・車いす利用者など、全ての方が安全・安心で快適に利用できる道路環境の整備が必要です。 ・カーブミラーやガードレールなど、安全・安心なまちづくりに必要な交通安全施設の整備を順次進める必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
高齢化や高齢運転者の増加による交通事故への対策	高齢者を対象とした、交通手段の特性に合わせた参加・体験・実践型の交通安全教室を開催します。
交通安全意識の高揚	各地区交通安全協会や交通指導隊等の体制を整備するとともに、幼児から高齢者までが段階的かつ体系的に学べる交通安全教育を実施します。
交通安全施設の整備事業の推進	関係機関との連携による危険箇所などの点検を実施するとともに、道路標識などの交通安全施設の整備の推進を図ります。
通学路交通安全プログラムの充実	児童生徒が安心して通学できる環境づくりの推進を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
交通安全の推進に満足している人の割合	%	56.1	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
交通事故発生件数	件	296	270	令和10年度には現状から約8%の減少を目指す

部門別計画

- ・陸前高田市通学路交通安全プログラム

基本政策 9	防犯体制の強化と安心なまちづくりを推進する
--------	-----------------------

現 状 と 課 題
・ 社会構造の変化や高齢化の進展により、地域の連帯意識や防犯意識が低下するとともに、振り込め詐欺や架空請求等の特殊詐欺が大きな問題になっています。また、情報化の進展により犯罪は広域化・巧妙化しており、未成年者や高齢者が犯罪に巻き込まれる恐れがあります。 ・ 犯罪を防止するためには市民の防犯意識を高めることが重要であることから、警察や防犯協会などの関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
防犯活動の推進・体制強化	警察や各地区防犯協会、関係団体との連携により、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係するボランティアなど担い手の確保に努めます。また、防犯灯の設置・更新を支援することにより、夜間の犯罪や事故の抑止に努めます。
消費者保護と情報提供の充実	出前講座などの開催による市民への消費者保護に関する情報提供を推進します。
各種相談の充実	人権擁護委員や行政相談委員による市民相談を実施します。
人権擁護活動の充実	身近に起こる人権や行政に関する問題を解決に導く取組を実施します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
防犯体制の強化と安心なまちづくりの推進に満足している人の割合	%	61.2	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に65%となることを目指す
刑法犯発生件数	件	16	13	令和10年度に現状から約20%の減少を目指す

部門別計画

- ・ なし

基本政策 10	自然環境の保全に努める
----------------	--------------------

現 状 と 課 題
・ 東日本大震災で消失した高田松原は、市民やボランティアによる再植林が行われ、令和5年6月には高田松原津波復興祈念公園を主会場に第73回全国植樹祭が開催されるなど、良好な環境の創造に向けた取組が続いています。 ・ 住環境やコミュニティが震災前と比べて大きく変化し、震災前に実施していた清掃活動や環境教育の一部は規模を小さくして実施している状況にあります。 ・ 昨今のゲリラ豪雨などに対する河川や急傾斜地の保全が急務となっており、土砂災害や洪水などの発生を抑制するとともに、環境保全に努めていく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
自然環境の保全	清掃活動や自然観察会などを通じた自然環境保全意識の高揚を図るとともに、学校、家庭、地域の連携による小中学生への環境教育を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
自然環境の保全に満足している人の割合	%	76.8	78.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に78%となることを目指す
川の環境基準(BOD75%値環境基準)	mg/l	0.7	0.7	現状維持を目指す
海の環境基準(COD75%値環境基準)	mg/l	1.3	1.3	現状維持を目指す
環境教育・出前講座の開催回数	回	2	2	現状維持を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市環境基本計画

基本政策 11	ごみの減量と資源の活用を図る
---------	----------------

現 状 と 課 題
・現在の分別区分を徹底し、さらにプラスチック容器などの再資源化を進めるとともに、家庭系生ごみ処理機の購入助成等によりごみの減量を図る必要があります。 ・現在、可燃ごみは広域処理に移行し、沿岸南部クリーンセンター（釜石市）で熔融処理されていますが、ごみ処理に要する費用は高額であることから、ごみの排出量を抑制する必要があります。 ・交通量の少ない道路脇や林道での不法投棄が毎年、新たに発覚し、未だ後を絶たない状況にあります。 ・地球規模での環境問題が深刻さを増す中、ごみを減らし資源を有効活用するためには、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを積極的に推進し、市民、事業者、行政が一体となった取組が必要となっています。 ・環境負荷の少ない新エネルギーを積極的に導入することが求められており、市民や事業所への太陽光発電システムや木質バイオマスストーブなどの導入を今後も促進していく必要があります。 ・地域電力会社等との連携によるエネルギーの地産地消により、<u>G X（グリーン・トランスフォーメーション）</u>を推進する必要があります。 ・災害時における必要最低限の電力の確保と、平常時における再生可能エネルギーを活用した環境との共生やエネルギーの地産地消を図るため、自立・分散型エネルギー供給システムの構築について検討を行っています。

基本事業の方向	主な取組内容
ごみの減量化の推進	ごみの発生抑制に向けた意識啓発の推進を図り、ごみの減量に関する市民からの意見を事業へ反映するよう努めるとともに、生ごみ処理容器などの購入費助成により生ごみの減量促進に取り組みます。
再生物の再資源化	集団資源回収の奨励により再資源化の促進を図ります。
新エネルギーの利用促進	住宅・事業所への太陽光発電システムや木質バイオマスストーブなどの普及による新エネルギーの利用促進を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
G X（グリーントランスフォーメーション）の推進	高齢者や来訪者の新たな移動手段としてグリーンスローモビリティ「モビタ」の利用促進を図ります。 地域電力会社等との連携により、エネルギーの地産地消に取り組めます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
ごみの減量と資源の活用に満足している人の割合	%	60.1	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に65%となることを目指す
市民1人1日当たりのごみ排出量	g	627	620	現状から約1%（ポケットティッシュ1個相当）の減少を目指す
新エネルギー利用促進助成件数	回	15	20	現状から25%増を目指す

部門別計画

- ・一般廃棄物処理基本計画
- ・陸前高田市環境基本計画

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

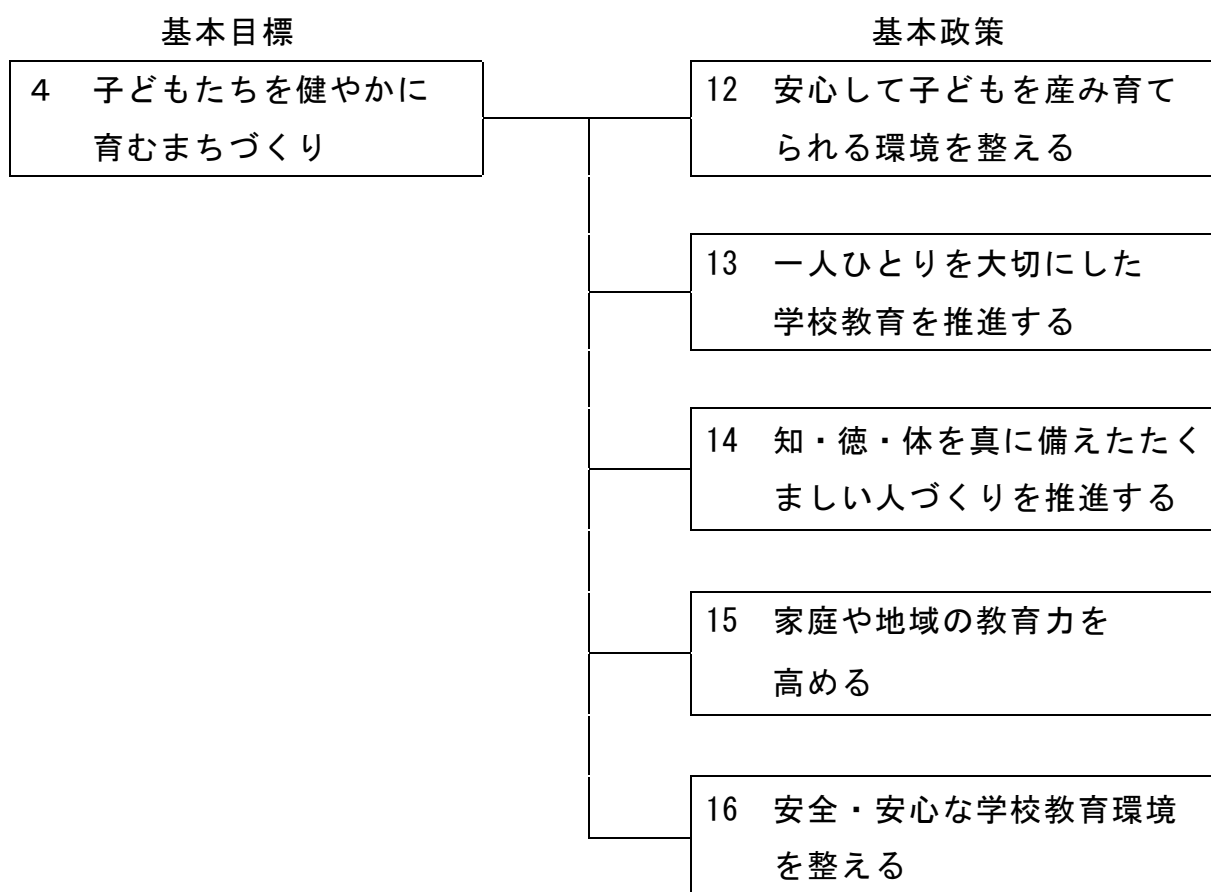
1 基本目標

4 子どもたちを健やかに育むまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

安心して子どもを産み育てることができる環境を整えるとともに、子どもが学校や地域に見守られながら豊かな心が育まれるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 12	安心して子どもを産み育てられる環境を整える
---------	-----------------------

現 状 と 課 題
・ 子ども・子育て支援事業計画や第2期まち・ひと・しごと総合戦略により、子育て支援に関する様々な施策を実施してきましたが、出生数の減少に歯止めがかからず、平成15年度と比較しておよそ3分の1に減少しています。 ・ 安心して出産できるよう、妊娠・出産に関する情報の提供や妊婦健康診査、両親学級、祖父母学級などを実施しています。 ・ 出産後の継続的な支援として、子どもの成長・発達にあわせ、療育・子育て支援や思春期保健などを実施しています。今後も地域全体で子育てを支え、子どもが健やかに成長できるよう、母子保健事業を充実する必要があります。 ・ 核家族化が進行する中、保護者への子育てに関する負担は増大しています。 ・ 夫婦共働き世帯の増加により、保育所（園）入所児童の低年齢化が進んでいるほか、放課後児童クラブの登録児童数は増加傾向にあり、出生数が減少しているにもかかわらず、その需要は年々高まっています。 ・ 新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により困窮している子育て世帯への支援策に加え、高等職業訓練促進給付金の対象資格を広げ、ひとり親家庭の自立促進と生活の負担軽減を図っています。子どもの貧困に関する現状を把握した上で、世代を超えて貧困が連鎖することを防ぐために、教育・福祉分野を超えた幅広い連携が求められています。 ・ 子どもの発達を巡っては、注意欠如・多動性障害や学習障害などの軽度障がいの顕在化により、保健・医療・福祉・教育の関係団体が連携した早期発見と、発見後の継続的な発達支援が求められています。 ・ 児童虐待については、虐待が重篤化する前の相談支援や関係機関との連携の充実に努めています。 ・ 小中学校の児童生徒に係る給食費無償化の実施により、子育てに係る保護者への負担を軽減しています。

基本事業の方向	主な取組内容
子育て環境の積極的支援	育児相談の窓口となる子育て支援センターの設置や放課後児童クラブの安定的・効率的な運営に関する支援を行うとともに、第2子以降の保育料の無償化や小中学校及び高校入学時の商品券の給付、小中学校の児童生徒に係る給食費無償化による経済的支援を行います。 また、子どもの貧困に関する実態把握をした上で対策を検討・実施するとともに、児童が安心して遊べる場所の確保・整備を検討します。
保育サービスの充実	少子化に対応した保育所（園）のあり方を検討するとともに、病後児保育の実施や一時預かり・延長保育の拡充により、多様化する保育サービスに対応するほか、保護者の負担軽減を図るため、全ての児童への米飯提供実施に向けた検討を進めます。また、子育て支援員養成研修の実施により、市民総参加型子育て支援を推進します。
ひとり親等の家庭への支援	ひとり親家庭への児童扶養手当の給付や医療費助成等により経済的支援を図るとともに、健全な児童の育成を支援します。また、ひとり親支援員の配置により就労や経済面に関する相談への適切な助言・指導を行います。
障がい児や発達支援が必要な児童への支援	児童発達支援や放課後児童デイサービスの実施により、障がい児や発達支援が必要な児童へのケアを充実するとともに、障がい児のライフイベント等における円滑な支援を継続します。
虐待のない地域づくりの推進	家庭児童相談室の設置により虐待の予防啓発に努めるとともに、虐待発生時に迅速な対応が可能な体制の強化を図ります。
母子保健事業の充実	各種健診・教室・相談事業の充実を図るとともに、周産期医療情報ネットワークシステムの活用により妊婦への早期介入支援や赤ちゃん訪問を実施します。また、関係機関との連携により子どもの健康づくりに関する必要な支援や情報提供を推進します。
思春期保健事業の充実	障がいの有無や性的マイノリティに関わらず人間関係を築ける若者の育成を図るとともに、妊娠・出産・育児・性に関する基本的知識の普及により、生命を尊重し思いやりをもった心の育成を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
子どもを産み育てる環境に満足している人の割合	%	57.5	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
出生数	人	64	80	直近3か年平均の水準を目指す
児童公園等の整備（累計）	箇所	6	7	令和10年度までに1箇所の整備を目指す
移住者数（累計）	人	217	280	令和4年度から毎年10人程度の増加を目指す
高等職業訓練促進給付費等事業（ひとり親家庭対象）の受給者数	人	0	2	毎年2人程度の受給を目指す
子育て支援員研修修了者数（累計）	人	70	130	毎年10人程度が研修を修了し、保育従事者の確保につなげる

部門別計画

- ・陸前高田市子ども・子育て支援事業計画（第2期）
- ・みんなの子ども計画（母子保健計画）
- ・健康りくぜんたかた21プラン（第2次）
- ・食育推進基本計画

基本政策 13	一人ひとりを大切にした学校教育を推進する
---------	----------------------

現 状 と 課 題
・東日本大震災以降、児童生徒の心のケアを最重要課題として取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症への不安をはじめとした社会問題等が原因で、サポートが必要な子どもの数は減少していないことから、今後も引き続き中長期的な視点から学校生活全体を通して組織的・継続的に支援していく必要があります。 ・児童生徒数が減少している一方、学習・生活面で配慮を要する子どもの数は増加傾向にあることから、特別支援学級を設置しているほか、特別支援教育指導補助員を各校に配置しています。 ・学校不適応（不登校）の児童生徒が毎年一定数出現しているため、適応支援教室を設置し、不適応解消のための相談活動や学習支援などを行っています。 ・市内の小中学校におけるいじめの認知件数は、毎年 20～30 件程度となっています。児童生徒への意識調査によると、「いじめのない学校」はすべての児童生徒の強い願いであることから、未然防止、積極認知、早期解決に向けた計画的・組織的な取組を継続していく必要があります。 ・経済的事由により修学が困難な生徒を支援する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
長期にわたる児童生徒の心のケアの実施	震災関連のほか、様々な社会問題等が原因でストレスなどを抱える子どもたちへの組織的・継続的な支援により、心のケアや教育相談活動の充実を図ります。
配慮を要する児童生徒への支援の充実	配慮を要する子どもたちの支援や交流学习を積極的に行うことにより、ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりの具現化を図るとともに、すべての子どもが豊かに学べる教育環境の実現を目指します。
学校不適応児童生徒の不適応解消に向けた支援	学校・スクールカウンセラー・教育相談員・適応支援員の連携により、学校不適応児童生徒の学校復帰に向けた相談活動や学習支援を行います。
いじめのない、いじめを許さない学校づくりの推進	学校・保護者・関係団体の連携により、いじめ防止の啓発や対策に関する実効的な取組を推進します。

基本事業の方向	主な取組内容
経済的事由により修学が困難な生徒に対する支援	経済的事由により修学が困難な生徒に対して、奨学金の貸与を行うとともに、給付型の奨学金制度を創設し、支援を拡大します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
一人ひとりを大切にした学校教育の推進に満足している人の割合	%	60.9	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に70%となることを目指す
「こころとからだの健康観察」における要サポート児童生徒の割合	%	小 16.8 中 13.9	小 13.0 中 13.0	小中学校ともに13%を目指し、要サポート児童生徒への心のケアを推進する
学校不適應による長期欠席児童生徒（病気等を除く）の割合	%	小 0.32 中 2.14	小 0.0 中 2.0	現状においても全国の水準を下回っているが、更なる減少を目指し、小学校は長期欠席者ゼロ、中学校は2%以下を目指す。
いじめ解消率	%	92.3	100.0	いじめの根絶を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第10次陸前高田市教育振興基本計画

基本政策 14	知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりを推進する
---------	---------------------------

現 状 と 課 題
・市内の児童生徒の学力は、国語科においては県平均及び全国平均とほぼ同等であり、算数・数学科においては若干下回っているため、授業改善等による学力向上推進の取組が必要です。 ・社会状況の変化により、I C T教育の一層の推進が求められ、本市においても令和2年度より一人一台端末を導入していますが、端末利活用の状況に課題が見られます。 ・東日本大震災以降、震災の体験から得た生命の大切さや思いやり、郷土を愛する心を育む道德教育や特別活動の充実が図られています。 ・運動能力調査の結果によると、本市の児童生徒は、多くの種目で県平均を上回る結果となっています。また、運動が好きな児童生徒と苦手な児童生徒が二極化しているといった課題も指摘されています。

基本事業の方向	主な取組内容
確かな学力を育む教育の推進	生きる上での知恵やたくましく生き抜くための力の育成を全教育活動の中で展開することにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、習得した知識を活用して自分の考えを表現する力の育成を図ります。
豊かな心を育む教育の推進	教育活動全体において、様々な体験活動等を通して、郷土を愛する心や児童生徒の道德性を育てる教育を推進します。
健やかな体を育む教育の推進	楽しみながら運動することで体力を向上することができる学校体育の充実を図るとともに、安全・安心な学校給食の提供と食育を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
知・徳・体を真に備えたたくましい人づくりの推進に満足している人の割合	%	73.3	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に75.0%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
県学習定着度状況調査において「授業の内容がわかる」と答えた児童生徒の割合	%	小 86.6 中 82.0	小 89.0 中 85.0	現状においては県の水 準と同程度であるため、 授業改善や家庭学習と の連携推進等を通して、 向上を目指す
県学習定着度状況調査において「勉強が好き」と積極肯定した児童生徒の割合	%	小 71.8 中 72.2	小 75.0 中 75.0	現状においては県の水 準と同程度であるため、 授業改善や家庭学習と の連携推進等を通して、 向上を目指す
「自分の住む地域に愛着がある」と思っている児童生徒の割合	%	小 55.0 中 56.0	小 58.0 中 58.0	現状においても県の水 準を上回っているが、更 なる向上を目指す
思いやりの心をもって人と接している児童生徒の割合	%	小 79.0 中 88.5	小 82.0 中 90.0	現状においても県の水 準を上回っているが、更 なる向上を目指す
体力・運動能力調査の総合評価全 5 段階のうち A・B・C 段階の児童生徒の割合	%	小 79.8 中 80.5	小 80.0 中 82.0	現状においても県の水 準を上回っているが、更 なる向上を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第 10 次陸前高田市教育振興基本計画

基本政策 15	家庭や地域の教育力を高める
---------	---------------

現 状 と 課 題
・核家族化などによる地域のつながりの希薄化や、子育てや家庭教育について学ぶ機会の減少など、家庭教育の質的向上が課題となっています。 ・教育振興運動及びコミュニティ・スクールの推進など、地域社会全体で家庭教育支援に取り組む体制づくりの必要性が増していることから、学校・家庭・地域が連携して家庭の教育力の向上を図っていくことが必要です。 ・子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立している保護者に対し、相談できる相手とのつながりを持つ機会が求められています。 ・子どもの成長に応じて家庭教育の課題も変わってくることから、誕生から自立までその時々に応じた「学び」を支援していくことが重要です。 ・異なる年齢の子どもや異世代の地域の人々との関わりの中で、様々な体験の機会を提供して、子どもの自主性・創造性・社会性を養うとともに、触れる・体験するといった感覚を通じて情操教育の環境を整えるなど、子どもを育てていく環境を整備することが求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
たくましい子どもを育てる家庭教育の支援	子育てに関する知識や技術の普及により家庭の教育力の向上に努めるとともに、子育てに関する悩みを持つ保護者同士が交流できる機会を提供することなどにより、支援ネットワーク体制の構築を図ります。
教育振興運動及びコミュニティ・スクールの推進	子ども・家庭・学校・地域・行政の連携・協働での子育て環境づくりにより、「地域とともにある学校」を目指し、学校教育の充実や生涯学習地域社会の実現、地域の教育力向上を図ります。
青少年の健全育成活動の推進	多様な体験活動の機会を提供することにより、次代を担う青少年の健全育成を推進します。
学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進	目標やビジョンを共有して協働による教育に取り組むことにより、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
家庭や地域の教育力に満足している人の割合	%	75.1	80.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に80%となることを目指す
各種学級等参加者数	人	750	1,100	各種学級ニーズに対応した講座を工夫し、参加者数を令和10年度1,100人を目指す
各種学級等参加者の評価	%	99.2	99.2	令和10年度も高い評価の維持を目指す
地域学校協働活動ボランティア参加者数（年間延数）	人	10,000	10,000	地域ごとに異なるニーズに応じられるようボランティア参加者数の現状維持を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第10次陸前高田市教育振興基本計画

基本政策 16	安全・安心な学校教育環境を整える
---------	------------------

現 状 と 課 題
・ 学校防災機能の強化については、全ての小中学校に非常用品が整備・保持されているとともに、非常通信手段として、衛星電話が配備されています。 ・ 地域とともに開かれた学校を目指していますが、防犯対策について課題があります。 ・ 通学路の安全性の確保に向けて、通学路合同点検を実施することにより、危険箇所の把握や改善に向けた対策を講じています。また、通学路の状況は常に変化するため、定期的な状況把握や安全指導の徹底が必要です。 ・ 遠距離通学となる児童生徒に対し、スクールバスの運行を実施しています。また、法令（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）に定める通学距離を越える児童生徒の保護者について、通学費の支援を行っています。 ・ 震災の教訓を踏まえ、市及び県の独自の防災教育副読本を活用し、防災教育が各校で展開されています。今後、震災の経験や教訓を風化させず、語り継いでいくための防災教育のあり方が課題です。 ・ 少子化による児童数の減少に伴い、今後の小学校のあり方について、地域住民や保護者等と慎重に協議・検討を進める必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
小中学校の安全と教育環境の整備	学校施設の安全管理の徹底や学校の防災・防犯機能の強化、設備面の充実、情報モラル教育の推進等により、安心して学べる教育環境を形成します。
通学路の安全性及び利便性の保障	関係団体が連携した登下校の安全確保により、安全対策を推進します。
自らの命を守り抜くための防災教育の推進	防災教育副読本を活用した実践や家庭・地域と連携した取組を推進することにより、自らの命を守り抜くために主体的な行動ができる能力の習得を支援するとともに、安全・安心な社会づくりに貢献できる資質・能力の育成に努めます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
学校教育環境に満足している人の割合	%	74.8	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に75.0%となることを目指す
通学路安全点検危険箇所改善率	%	63.2	65.0	現状から2ポイントの増加を目指す
学校教育計画の中に防災教育を位置づけ、実践に取り組んでいる小中学校の割合	%	100.0	100.0	現状を維持し、防災教育の継続を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市教育大綱
- ・ 第10次陸前高田市教育振興基本計画

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

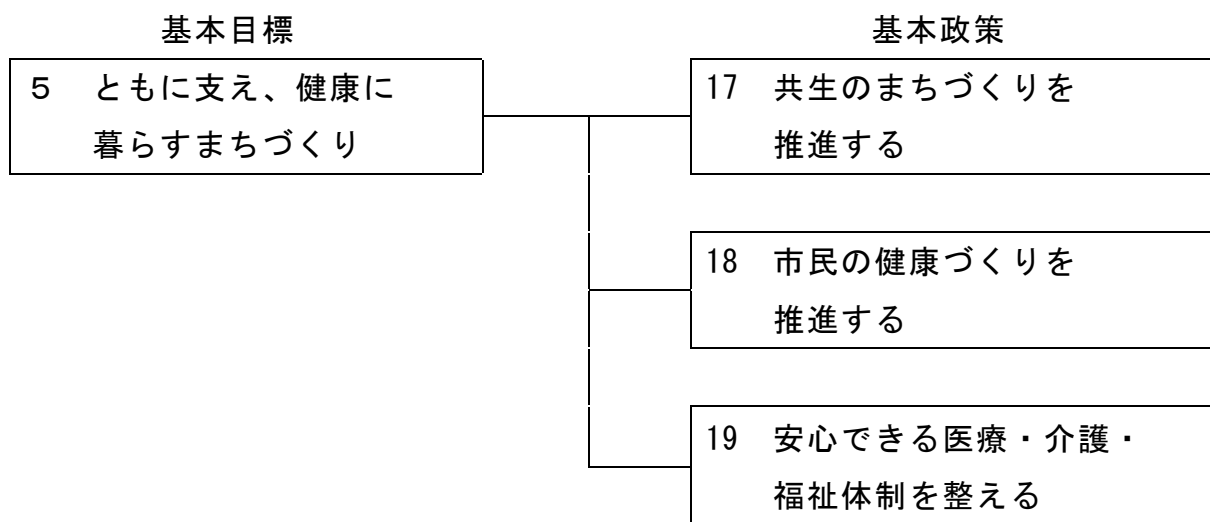
1 基本目標

5 ともに支え、健康に暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

誰もが互いに理解し合い、支え合いを大切にし、市民一人ひとりが健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 17	共生のまちづくりを推進する
---------	---------------

現 状 と 課 題
・震災後に整備された公共施設だけではなく、新たに中心市街地などに立地する商業施設や事業所なども含め、まち全体がユニバーサルデザインに配慮された「すべての人にやさしいまち」にしていくことが必要です。 ・障がいのある人のスポーツ活動を支える人材（スポーツボランティア）の確保が課題となっています。 ・ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりを推進し、相互理解のための各種講演会などのイベントの開催や、ユニバーサルデザインチェックリストを基にした店舗づくりを要請しているところです。 ・子どもや高齢者、障がいのある人や妊産婦など全ての人が安心して住みやすいまちで暮らすためには、「心のバリアフリー」を推進し、同じ地域に住む障がいのある人となない人などが互いに理解し合い、思いやりの心を持って支え合って生きる「共生のまち」を実現することが重要です。そのために、教育や啓発などに取り組むことや、協働活動を通じて、障がいの特性や障がいのある人などに対する理解と共感を深めることが必要となります。 ・東日本大震災以降、強いコミュニティ性を喪失した又は希薄化した地域が多くあることから、子ども・高齢者・障がいのある人などを含め、市民相互のつながりを深め、これを基盤として各地域コミュニティとのつながりを深めていくことが重要となっています。 ・生活の困窮や社会的孤立などの問題を抱えている方が、早期に関係機関に相談できるよう、民生委員や社会福祉協議会をはじめとした地域の関係団体などと連携し、潜在的な世帯を含め、困りごとを抱えている世帯の把握に努めます。また、公的な保護を必要とする世帯については、自立助長に資する相談・助言・指導を積極的に行い、伴走型支援を充実する必要があります。 ・高齢化の進展と高齢者独居世帯の増加により、介護サービスに対するニーズはますます高まっています。 また、既存の介護サービス提供事業所は人材不足が深刻なため、サービス提供や施設整備に影響が生じており、人材確保のための方策や専門職を補完するための体制整備が求められています。

現 状 と 課 題
・ 認知症等により判断能力が低下している方が住み慣れた地域で安心して生活を送るために、財産や権利を擁護する制度について、手続きが複雑で利用されにくく、また十分に理解されていないため、制度を周知し適切な支援を推進する必要があります。 ・ 令和5年6月に施行されたL G B T Qなど性的少数者への理解増進法に基づき、性の多様性に関する理解を図る必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
ユニバーサルデザインの推進	障がいのある人やその家族が暮らしやすいユニバーサルデザインを考慮したまちの形成を目指し、ユニバーサルデザインチェックリストに基づく個人店舗や事業所のユニバーサルデザイン化を促進します。また、施設のユニバーサルデザイン化や市民を対象としたユニバーサルマナー研修を開催することにより、ハードもソフトもやさしいまちづくりを推進します。
すべての人がスポーツに親しむ環境の整備	障がいのある人が障がいのない人と同様にスポーツに親しめる環境を整備し、スポーツを通じて社会参画を推進するとともにスポーツ活動を支える人材（スポーツボランティア）の育成を図ります。
共生のまちづくりの推進	障がいのあるなしに関わらず、人々が交流できる機会を増やすことにより、互いに助け合える関係の構築を図るとともに、障がい特性などに関する情報を提供することにより、障がいに対する理解を促進していきます。また、障がいのある人について検討する際に、当事者が参画できる体制づくりを促進していくとともに、SDGsの観点を踏まえた共生のまちづくりを推進していきます。 <u>パートナーシップ制度</u> の導入など多様な性の尊重と性的マイノリティへの偏見や差別の解消を図り、誰もが多様性を認め合い、個性を持つ個人として尊重され、誰もが快適に暮らせるまちづくりを推進していきます。
安心して暮らせる環境の整備	自宅で安心して生活できる障がい福祉サービスの利用促進を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
自立した生活の構築	障がいのあるなしに関わらず、自分に適した仕事に就けるための支援体制を推進することにより自立を促進していけるよう、取組を継続します。 支援者が不在となった場合においても自立した生活を営むことができるよう、引き続き関係機関との連携を図ります。
児童と高齢者や障がい者との相互理解の促進	児童と高齢者や障がい者との交流により、相互理解の促進を図ります。
地域共生社会の推進	住み慣れた地域で住み続けられる持続可能な支え合いのシステムを構築するとともに、それを実現するための協議の場を設置します。
相談機能の充実	民生委員や社会福祉協議会との連携をさらに深めることにより、相談機能の充実を図ります。
生活困窮者の早期発見・支援	自立相談支援を窓口として、家計相談支援で収支の改善を図るとともに、就労準備支援事業により経済的生活基盤の立て直しを行うなど、生活全般のサイクルを再構築した上での就労を促進します。
自立助長のための支援充実	稼働能力の有無を把握・確認した上で、就労による自立助長のための支援の充実を図ります。
高齢者の生活支援の推進	ニーズ把握により高齢者福祉サービスの充実を図るとともに、住民同士の支え合いや地域での見守りなどによる日常生活上の多様な支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加を推進します。
高齢者の <u>地域包括ケアシステム</u> の深化・推進	介護予防から重度化予防までの連続的・効果的な支援を行うことにより、医療・介護・福祉の連携による取組をさらに推進します。
高齢者の計画的なサービス基盤の整備	ボランティアやNPOなど多様な主体が重層的な生活支援体制を整備することにより、サービスの利用を促進するとともに、介護需要を適切に把握しながら、計画的な施設整備と人材確保を推進します。
権利擁護の体制整備	権利擁護事業や成年後見制度の適切な支援を推進しながら、関係機関との連携を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
共生のまちづくりの推進に満足している人の割合	%	46.8	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
再建した店舗のうちユニバーサルデザイン認証を受けた店舗の割合	%	21.8	50.0	令和10年度に50%達成を目指す
就労困難者就労者数（累計）	人	28	50	毎年3人程度の増加を目指す

部門別計画

- ・ノーマライゼーションという言葉の知らないまちづくりアクションプラン
- ・ユニバーサルデザインチェックリスト
- ・陸前高田市障がい者福祉計画
- ・第7期陸前高田市障がい福祉計画
- ・第3期陸前高田市障がい児福祉計画
- ・陸前高田市地域福祉計画
- ・陸前高田市高齢者福祉計画
- ・第9期陸前高田市介護保険事業計画
- ・陸前高田市スポーツ推進計画

基本政策 18	市民の健康づくりを推進する
---------	---------------

現 状 と 課 題
・市民の健康づくりを進めるため、保健推進員や食生活改善推進員などとの連携による健康づくりに対する市民意識の高揚を図り、健康づくり活動が活発に展開されるよう、地域のつながりの強化や生活の質の向上に努める必要があります。 ・介護・自殺予防などを通じた地域づくりとして取り組んでいる「はまってけらいん、かだってけらいん運動」をさらに推進していく必要があります。 ・若年期からの生活習慣改善、がん等の疾病の早期発見が生活習慣病予防や早世予防に重要であることから、市民が受診しやすい健（検）診体制の確立と事後指導などの充実が求められています。また、受診率・事後指導実施率の向上を図って治療につなげることにより、脳卒中や心不全・腎不全などの重症化を予防し、健康に日常生活を営むことができる期間（健康寿命）を延ばしていくことが重要です。 ・市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、健康づくりを推進するために、体育交流施設の利用を促進するとともに、学校体育施設の開放事業をさらに推進するなど、スポーツ施設の利用促進に努めます。 ・スポーツ・レクリエーション活動やニュースポーツの普及を図るため、各種スポーツ教室の開催や出前講座などへの指導者の派遣などを行っています。 ・競技スポーツの普及や底辺拡大に資するために各種大会を開催するなど、大会の開催を奨励しています。

基本事業の方向	主な取組内容
はまってけらいん、かだってけらいん運動の推進	はまかだ運動推進会議の開催や、地域支えあい活動の支援、はまかだスポットガイドの活用・更新、はまかだ運動の普及啓発、各分野の関係機関との連携による乳児期から高齢期までのライフステージに応じたきめ細やかな保健サービスの提供、健康づくりボランティアなど市民の主体的な取組を支援することによる地域の健康づくり活動の充実を図ります。
健康寿命の延伸	疾病予防や生きがいづくり、介護予防の普及啓発により心身の健康増進を図ります。
疾病の重症化予防	特定健診・がん検診・人間ドック等の各種検診の受診を促進することにより、市民の生活習慣の改善を支援します。

基本事業の方向	主な取組内容
多種多様なスポーツ団体の育成、競技力の向上等	多種多様なスポーツ団体や指導者を育成・確保することにより、競技力の向上に向けた体制の確立を図ります。
市民のスポーツの機会の創出	スポーツやレクリエーション、ニュースポーツ、障がい者スポーツなど、市民がスポーツに親しむ環境を醸成するとともに、スポーツを行う機会の創出を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
市民の健康づくりの推進に満足している人の割合	%	84.5	85.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に85%となることを目指す
介護予防教室の参加者数	人	1,033	2,000	令和10年度に2,000人達成を目指す
スポーツ教室参加者数	人	1,407	1,700	令和4年度の参加者数の約20%増を目標とする
夢アリーナたかた(総合交流センター、B&G海洋センター)、スポーツドーム、高田松原運動公園利用者数	人	158,557	175,000	令和4年度利用者数の約10%増を目標とする
はまかだスポット数(累計)	箇所	244	300	現状から年間10か所程度の増加を目標とする

部門別計画

- ・健康りくぜんたかた21プラン(第2次)
- ・陸前高田市こころの健康づくり計画(陸前高田市自殺対策計画)
- ・第2期陸前高田市データヘルス計画
- ・第3期陸前高田市特定健康診査等実施計画
- ・陸前高田市スポーツ推進計画
- ・陸前高田市高齢者福祉計画
- ・第9期陸前高田市介護保険事業計画

基本政策 19	安心できる医療・介護・福祉体制を整える
---------	---------------------

現 状 と 課 題
・地域の基幹病院である県立高田病院において医療体制の構築や各診療科における医師の確保に苦慮しており、高齢化の進展や医療の高度化などによる地域の医療需要の増大に十分に対応できていません。 ・大規模災害発生時においても適切に医療救護活動が行える体制の整備が求められています。 ・未来かなえネット参加医療機関等での病状、薬剤情報等の共有により、救急搬送時等に迅速な連携が図られ、適切な医療につなげられることから、登録者数、参加施設数を増やしていく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
地域医療の充実	医師の確保と診療体制の充実について、岩手県への働きかけを継続して行います。また、適切な医療を素早く受けることができるよう身近に「かかりつけ医」をもつことの大切さを周知します。
医療救護体制の整備	医療機関等との連携により、災害時や非常時における適切な医療救護活動を実施するとともに、AEDの普及・啓発を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
医療・介護・福祉体制に満足している人の割合	%	52.6	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
気仙地区の医師数（10万人当たり）	人	158.53	164	毎年1人程度の増加を目指す
未来かなえネット登録者数	人	3,538	3,800	現状から年間50人程度の増加を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市障がい者福祉計画
- ・ 第 7 期陸前高田市障がい福祉計画
- ・ 第 3 期陸前高田市障がい児福祉計画
- ・ 陸前高田市地域福祉計画
- ・ 陸前高田市高齢者福祉計画
- ・ 第 9 期陸前高田市介護保険事業計画

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

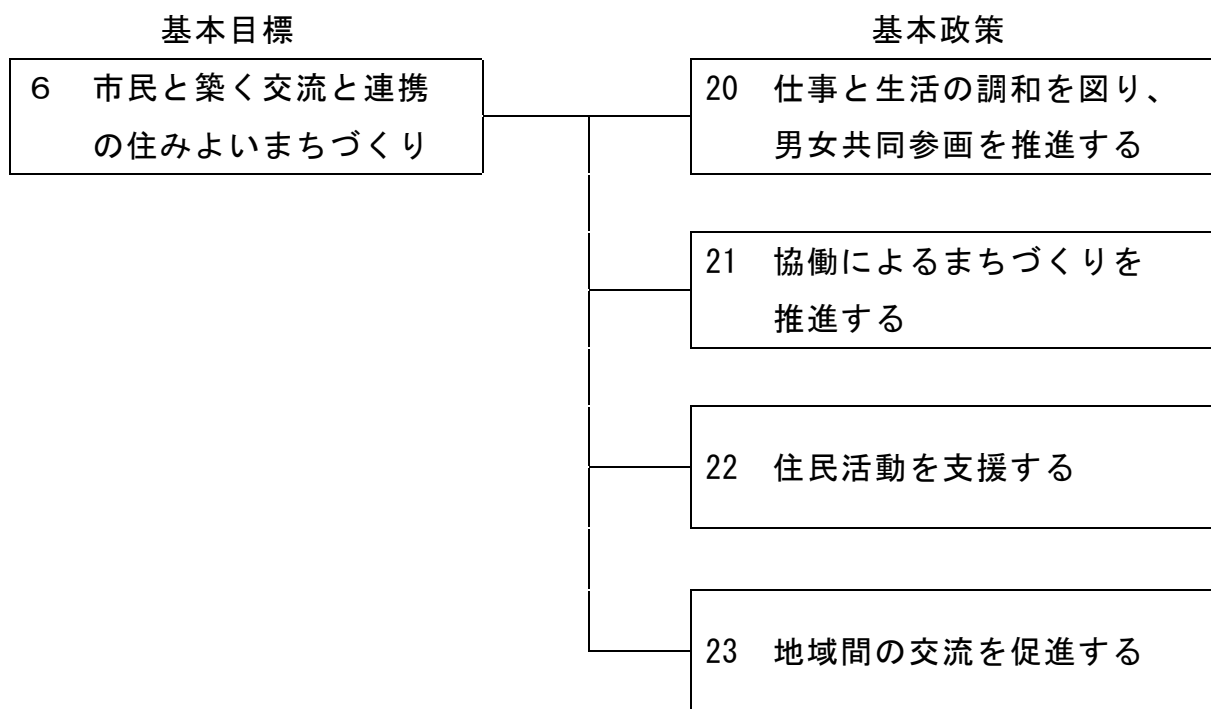
1 基本目標

6 市民と築く交流と連携の住みよいまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

都市間の交流のほか、市民相互による地域間交流を促進するとともに、様々な団体との共通認識のもと、地域課題の解決に向けたまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 20	仕事と生活の調和を図り、男女共同参画を推進する
---------	-------------------------

現 状 と 課 題
・ 市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方や働き方が選択・実現できるように取り組んでいく必要があります。 ・ 個人の人権が尊重され、男女が性別にとらわれることなく、個性と能力を発揮し、それぞれが活躍できる男女共同参画社会の実現に対する期待が高まっています。 ・ 男女共同参画に関する啓発活動と、サポーターの育成や活動の活性化に取り組んでいく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	働き方改革や子育て環境の改善に関する取組などにより、仕事と生活の調和を推進します。
市民意識の醸成と男女共同参画の推進	講演会・研修会の開催や広報誌・市公式SNSなどでの情報発信により男女共同参画を推進します。
審議会等への男女共同参画の促進	各種審議会や委員会などにおける女性委員及び若年層委員の積極的な登用により、男女がともに活躍できる環境づくりを推進します。
男女共同参画サポーター活動の推進	奇跡の一本松のライトアップやパープルリボン活動（女性の暴力防止月間）により活動を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
仕事と生活の調和や男女共同参画の推進に満足している人の割合	%	55.6	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に65%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
各種審議会等における女性委員の登用率	%	20.9	30.0	令和10年度に全委員の3割が女性委員となることを目指す
仕事と家庭の両立支援行動計画策定登録数（累計）	件	6	24	毎年3件程度の増加を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市男女共同参画計画

基本政策 21	協働によるまちづくりを推進する
---------	-----------------

現 状 と 課 題
・他地域からの移転者の増加、ライフスタイルやワークスタイルの変化、少子高齢化などを要因に、地域の連帯感の希薄化や自治活動の機能低下などが見られ、地域コミュニティへの影響が懸念されています。 ・持続可能な地域社会を形成していくためには、目的別の団体との協働・連携に努め、長期的な視点をもって活動に取り組むことができる担い手を育成し、市民と行政が共通認識のもと、互いに地域課題を的確に把握しながら、対等の立場で主体性と責任を持った自主的な取組による地域づくり活動を推進していく必要があります。 ・市民と行政が互いの特性や長所を生かして協働・連携することにより、地域の活性化と効果的・効率的な公共サービスの提供につなげ、従来、行政が行ってきた公共サービスを見直し、多様化する市民ニーズへの対応についても、それぞれの役割分担のもと、協働にふさわしい領域として拡大していくことが必要です。

基本事業の方向	主な取組内容
協働のまちづくり指針による協働の機運を高める	協働のまちづくりの理念の普及を図り、市民のまちづくり活動への関心を高めるとともに、地域住民が地域づくりについて話し合う機会を創出し、市民のまちづくり活動への関心を高めます。
協働によるまちづくり推進体制の構築	コミュニティ推進協議会・各種地域団体・まちづくり団体が連携し、協働によるまちづくりの推進体制を構築することにより、協働対象分野の拡大を図ります。
まちづくり団体(NPO等)による地域活動の支援	まちづくり団体が自主的・主体的に行うまちづくり事業を支援することにより、まちづくり活動と地域活性化を推進します。
協働によるまちづくりにおける新たな担い手の育成	市民・各種地域団体・まちづくり団体を対象とした研修会・フォーラムなどを開催するとともに、地域との継続的な関係を持ち続けている「 <u>陸前高田思民</u> ^{しみん} 」との交流などを通じた新しい担い手の育成を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
協働によるまちづくりの 推進に満足している人の 割合	%	66.3	75.0	市民満足度調査において 「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に75%となることを目指す
まちづくり団体活動補助 金による補助件数（累計）	件	—	30	年5件の補助件数を目指す
協働によるまちづくりに 関する研修会等の開催数 （累計）	回	3	15	令和10年度までに年2回の開催を目指す

部門別計画

・なし

基本政策 22	住民活動を支援する
---------	-----------

現 状 と 課 題
・コミュニティ推進協議会を中心としたまちづくりを進めており、自主的な運営のもとに地域の特性を活かした活動への支援や、地域が抱える課題などの把握、関係機関との連絡調整などを行う必要があります。 ・市民が主役のまちづくりを進め、地域社会の維持・存続を図っていくためには、地域づくりの活動の拠点としてだけではなく、災害時には避難所としての役割を担うなど、重要な施設であるコミュニティセンターの適切な整備・改修を行うとともに自治会館などの改修等について支援を行う必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
住民による地域活動の推進	自治会館については、地域コミュニティの最小単位である自治会などの活動拠点や災害時における地域の防災拠点としての役割を果たすことから、改修などに要する経費の一部について支援します。 また、様々な団体等による地域活動の充実を目的とした支援制度を周知することにより、活動の促進を図るとともに、市民活動補償制度により損害等の補償を行います。
コミュニティ活動の推進を支援する	コミュニティ推進協議会を中心とした地域の活動を支援することにより、地域コミュニティの活動の推進を図ります。
各地区コミュニティセンターの適切な管理運営	地域の実情などを踏まえ、各地区住民の総合的な活動拠点となるコミュニティセンターの適切な管理運営を行います。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
住民活動の支援に満足している人の割合	%	69.6	75.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に75%となることを目指す

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
地域交付金事業数（累計）	事業	417	1,200	年間 120 件の事業件数を 目指す
自治会館等の整備支援件 数（累計）	件	44	75	年間 5 件程度の整備支援 を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市公共施設等総合管理計画
- ・ 陸前高田市公共施設個別施設計画

基本政策 23	地域間の交流を促進する
---------	-------------

現 状 と 課 題
・ 東日本大震災を契機として、名古屋市、武雄市及び米国クレセントシティ市との友好交流に関する協定や、シンガポールとの 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンに関する覚書を締結し、産業・教育・行政など様々な分野で交流が行われています。また、継続的な支援をいただいている在京・在道陸前高田人会や個別自治体、各種団体との様々な交流イベントの開催支援を行っています。 ・ 各交流都市との関わりを大切にし、お互いの良さの共有や、それぞれが不足している分野の補完など、効果的な交流・連携を進める必要があります。 ・ 人口減少が続く中、地域の活力を維持していくためには、交流人口及び関係人口を拡大していくとともに、市外からの移住・定住を促進する必要があります。 ・ 移住者を含む若者の定住を促進するため、若者の住宅取得や空き家の利活用を促進していく必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
友好都市との交流 や都市間交流の促進	都市間交流や市民同士の交流を促進していきます。
ふるさと人会の活動支援	在京・在道陸前高田人会が主催する「ふるさとのつどい」の開催支援を継続するとともに、本市出身者との相互交流を図ります。
近隣市町村との連携体制の構築	広域的なイベントが開催される際などにおける近隣市町村との連携促進を図ります。
移住の促進	移住希望者へのワンストップ窓口を設け、仕事から住まいまで幅広い相談体制を構築するとともに、移住ツアーなどの企画やイベント参加による移住促進を図ります。
定住の促進	市内での住宅取得又は空き家の改修に係る経費の一部を支援し、移住者や若者の定住促進を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
地域間交流の促進に満足している人の割合	%	81.5	85.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に85%となることを目指す
友好都市等交流事業開催数（累計）	回	25	55	年5回以上ずつ増加することを目指す
【再掲】移住者数	人	217	280	令和4年度から毎年10人程度の増加を目指す
移住者及び若者の住宅取得支援数	世帯	21	25	毎年25世帯程度の新規住宅取得支援を目指す

部門別計画

・なし

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

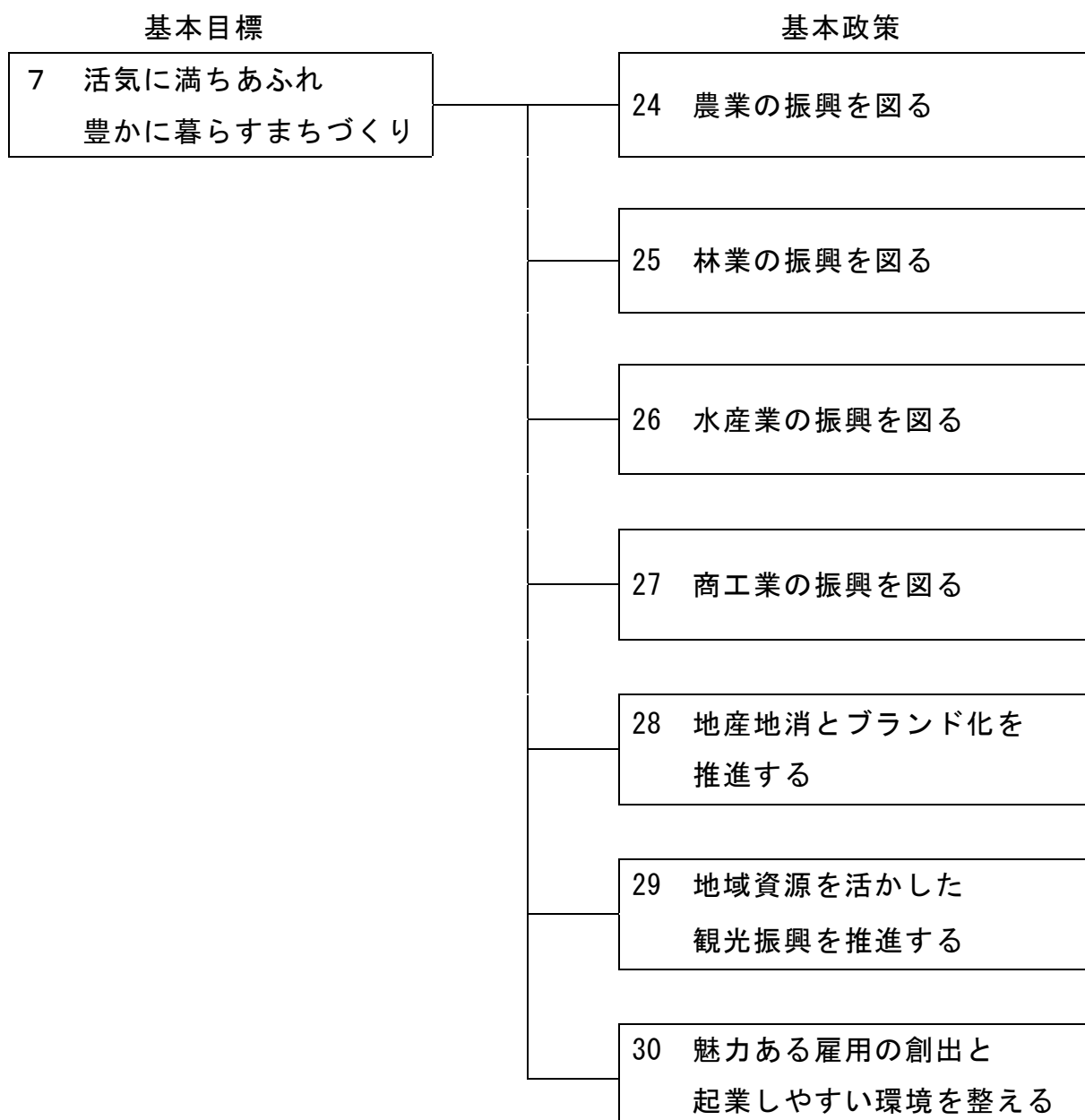
1 基本目標

7 活気に満ちあふれ豊かに暮らすまちづくり

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

地域の特性を生かした活発な産業経済活動による雇用の拡大と多様な地域資源を活用し、活気に満ちた魅力あふれるまちづくりを進めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 24	農業の振興を図る
---------	----------

現 状 と 課 題
・ 県内で最も温暖な気象条件を生かして、単収の高い施設園芸を振興しており、水稲と収益性の高い作目を組み合わせた「陸前高田型農業」を、今後より一層推進するとともに、需要と生産の長期見通しに基づき重点品目の選定を行っていく必要があります。 ・ 農業者の高齢化により担い手不足が深刻化していることから、中核となる農業者の確保及び育成のため、総合営農指導センターを拠点として、研修体制や指導体制の強化と充実を図るとともに、農地や農業用機械などの生産基盤の確保を関係機関と連携しながら進めていくことが重要です。また、移住者の受入れを推進するためには、住居の確保が一番の課題となっていることから、若年農業者の成功事例をPRしながら、住居や農地の確保に向けて、関係者とのマッチングを図る必要があります。 ・ 地域ごとの農用地の利用実態に配慮しながら面的集積を推進するとともに、営農の実態などに応じた生産組織の育成を進めていく必要があります。 ・ 鳥獣被害により農業者の生産意欲が低下していることから、電気柵の設置等の対策を講じていく必要があります。 ・ 耕作条件が整わない中山間地域において遊休農地が数多く存在し、集落の景観が損なわれていることから、<u>日本型直接支払制度</u>の積極的な導入により、農村コミュニティの維持などを図る必要があります。 ・ 狭小なほ場においては効率的な農作業が困難であることから、ほ場整備事業を導入して低コスト化を図る必要があります。また、用排水路・ため池等の老朽化が進んでいることから、改修工事などを行い、施設の長寿命化を図り、生産の効率化を促進します。 ・ 社会情勢の変化に伴う資材高騰が続いており、農業経営に影響を与えています。 ・ 安心・安全な食材を求める消費者のニーズにより、化学肥料や化学農薬の使用量を低減した農産物の需要が高まっています。

基本事業の方向	主な取組内容
農業生産体制の構築	農業用機械の導入に対する支援することにより、農産物の生産額向上を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
担い手の育成	総合営農指導センターを拠点とした農業者の育成や、今後市内10地区において策定する地域計画に基づく担い手の育成に努めるとともに、移住者の定住に向けた <u>空き家バンク</u> との連携を図ります。
農地の利用集積	効率的・持続的な営農を行うための基盤整備により農地の利用集積を図るとともに、作業の受委託を推進します。
鳥獣被害防止対策	電気柵の設置等への支援を行うことにより、農作物の鳥獣被害を縮減します。
多面的機能の維持	中山間地域などの農地を集落ぐるみで維持することにより、農村の多面的機能の維持と景観形成を図ります。
農業基盤整備の促進	老朽化した農業用施設（用排水路、ため池等）の維持・改修により長寿命化を図り、生産の効率化を促進します。
<u>特別栽培</u> の普及推進	化学肥料・化学農薬の使用量を低減する特別栽培の普及を図ることにより、安心・安全な農産物の生産を強化し、持続可能な農業を推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
農業の振興に満足している人の割合	%	33.7	40.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に40%となることを目指す
新規就農者数(独立自営就農者数)(累計)	人	8	20	年2人の新規就農者（ <u>独立自営就農者</u> ）の確保を目指す
<u>たかたのゆめ</u> の生産高	t	261	300	栽培技術の向上による収量の増加を図り、市場需要の300トン達成することを目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市農業振興地域整備計画
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 人・農地プラン
- ・ 陸前高田市鳥獣被害防止計画

基本政策 25	林業の振興を図る
---------	----------

現 状 と 課 題
・森林は、木材生産機能に加え、水源の涵養や災害の防止など市民の生活に必要な機能を有することから、適切な森林施業の実施をはじめとする取組により、こうした機能を十分に発揮できる健全な森林の維持管理を推進しています。また、地域産材の利用に積極的に取り組むとともに、木質バイオマスや木材加工品など、幅広に森林資源の活用を図っています。一方で、<u>民有林人工林</u>のうち、伐期に達している森林が8割程となっていますが、木材価格の低迷や林業担い手の不足などにより、森林所有者による継続的な森林施業は困難な状況です。 ・林業及び関連産業の担い手については、高齢化や後継者不足が課題となっています。また、自伐型林業者等については、施行場所の確保及び林業機械等購入にかかる経費の負担などが課題となっています。 ・継続的な森林施業については、木材価格に比べ多額の再造林コストが必要であることに加え、本市においてはニホンジカを始めとする有害鳥獣による森林被害対策経費も必要となることから、森林所有者の再造林に対する意欲がさらに低下し、再造林が行われないことが課題となっています。 ・<u>特用林産物</u>は、放射性物質の影響と生産者の高齢化により、生産が低迷しています。

基本事業の方向	主な取組内容
林業担い手の確保・育成	新規林業者雇用や林業機械等購入に係る経費を支援するなど、林業従事者の雇用の安定や施業環境の整備を促進し、林業担い手の確保・育成を図ります。
自伐型林業の推進	チェーンソーや小型バックホウ等を使用した自伐型林業による従来の皆伐中心の施業手法を補完する事業モデルを構築することにより、健全な森づくりを図ります。
再造林の促進	森林が有する温室効果ガスの吸収、固定機能を維持するため、森林クレジット制度を活用することにより持続的な森林整備を推進するほか、 <u>機械地^{じごしら} 拵え</u> や <u>低密度植栽</u> 、 <u>コンテナ苗植栽</u> の実施による低コスト林業の普及推進とともに、市独自の補助等により再造林コストの軽減を図ります。
素材生産量の確保	航空レーザ計測により取得済みの森林資源データを活用した効率的な施業とともに、伐期に適切な施業を実施することにより、安定した素材生産量の確保に努めます。

基本事業の方向	主な取組内容
ニホンジカ等有害鳥獣捕獲の実施	狩猟者確保対策事業費等補助金を活用し、狩猟者の育成を図るとともに、鳥獣被害対策実施隊によるニホンジカ等有害鳥獣捕獲の実施により、森林被害の拡大防止を図ります。
特用林産物の生産促進	安全・安心な特用林産物の生産を促進するとともに、タケノコや山菜等の出荷制限解除に向け、岩手県との連携による定期的なモニタリング実施等の取り組みを推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
林業の振興に満足している人の割合	%	36.3	40.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に40%となることを目指す
新規林業就業者数（累計）	人	5	8	6年で3人程度の増加を目指す
自伐型林業により整備した森林面積（累計）	ha	39.8	100.0	令和10年度までに60ヘクタールの整備を目指す
再造林率	%	24.2	30.0	毎年同程度の推移を目指し令和10年度までに6ポイント程度の増加を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市森林整備計画
- ・ 陸前高田市森林経営計画
- ・ 陸前高田市建築物等木材利用促進方針
- ・ 陸前高田市鳥獣被害防止計画

基本政策 26	水産業の振興を図る
---------	-----------

現 状 と 課 題
・ 近年の水産業を取り巻く環境は、地球温暖化等の影響による海況の変化、全国的に発生している磯焼けや<u>貝毒</u>発生による漁場環境の変化、主要魚種の不漁など、大変厳しい状況にあります。 ・ 震災後、一部の水産物は震災前の生産量を上回っていますが、水産資源の減少や漁業従事者の不足などの影響もあり、全体的な生産量は減少しています。 ・ 水産業の振興を図るため、安全・安心な水産物の安定供給、漁業の担い手確保、漁家の経営基盤の安定、所得の向上や就業環境の整備、省人・省力化機械の導入、持続可能な水産資源の維持管理、地域水産物のブランド化の推進、漁港や漁業生産施設の計画的な整備等が求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
安全・安心な食の提供と水産物の高付加価値化	安全・安心な水産物を安定的に供給するため、関係機関との連携を推進していくとともに、広田湾産水産物の高付加価値化による特色ある水産物の販売を推進することにより、水産物の生産額向上を図ります。
新規漁業就業者の確保定着と育成	新規漁業就業者受入のための支援体制を継続していくとともに、地域に定着できるよう相談体制の構築を図ります。
経営基盤強化の推進	漁業経営基盤の充実・強化のための支援を行うことで、安心して就業できる環境の整備と所得向上を目指します。
省人・省力化機械導入による生産性の向上	省人・省力化機械の開発導入を支援することで、漁業や水産加工業の生産現場における人員不足への対応や生産性の向上を目指します。
資源管理型漁業の推進	栽培漁業や養殖漁業の振興を図るため、貝類養殖に被害を及ぼす貝毒対策について、国や県、大学など関係機関と連携して対応を行うとともに、種苗の放流や藻場の造成などにより資源管理型漁業を推進します。
漁業生産基盤の整備	漁業生産基地となる漁港整備を計画的に実施していきます。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
水産業の振興に満足している人の割合	%	45.2	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に50%となることを目指す
新規漁業就業者数（累計）	件	20	26	毎年1人程度の増加を目指す
水産加工業新規就業者数（累計）	人	45	75	毎年5人程度の増加を目指す
サケ（気仙川）の水揚量	尾	9,220	10,000	年1%程度の増産を目指す
広田湾産イシカゲ貝の水揚量	kg	84,248	100,000	年3%程度の増産を目指す
アワビの水揚量	kg	4,972	5,000	磯焼け対策等を講じることにより、水揚量の増産を目指す
カキの水揚量	Kg 粒	81,266 5,921,606	90,000 6,000,000	年1%程度の増産を目指す
ホタテの水揚量	kg	118,295	120,000	年1%程度の増産を目指す
ホヤの水揚量	kg	95,065	100,000	年1%程度の増産を目指す
ワカメの水揚量（生）	kg	572,845	600,000	年1%程度の増産を目指す
ワカメの水揚量（塩蔵）	kg	262,695	270,000	年1%程度の増産を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市水産業振興計画

基本政策 27	商工業の振興を図る
---------	-----------

現 状 と 課 題
・市内には、農林水産業をはじめとする豊富な地域資源や特色ある産業、高度な技術を有する企業・事業者等が存在していますが、小規模事業者が多いことから、産学官連携等による資源の高付加価値化や新たな商品開発、販路拡大、<u>6次産業化</u>に取り組むなど、さらなる地域資源の活用を図る必要があります。また、市内事業者の高齢化への対応として、次世代への技術や知識の承継が必要です。 ・長引く新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等、社会情勢や生活様式の変化を踏まえ、販路開拓や新たな経営形態を検討する必要があります。 ・震災後の新しいまちの基盤が整備され、中心市街地には個人商店などの建設が進んでいますが、今後はより一層の賑わいのために、まちなかエリアへの商店や事業所のさらなる立地を進めることが必要です。 ・中心市街地の賑わいづくりや本市の地域経済の活性化において、高田・今泉地区の利用計画が定まっていない個人の宅地や防潮堤背後の被災した土地の利用促進が極めて重要です。

基本事業の方向	主な取組内容
商工業の振興	社会情勢の影響を受け、商工業を取り巻く環境は日々変化しており、厳しい経営を強いられている事業者も存在するため、引き続き商工会と連携を図りながら、各種支援制度の活用促進や経営・融資相談、事業承継支援などの拡充に努めるとともに、マーケティング調査等の結果を基に新たな商品開発や販路拡大、6次産業化などに企業・事業者と連携しながら取り組みます。また、ものづくりの高付加価値化を図るため、新技術・新製品開発を支援するとともに、工業団地や水産加工団地とあわせて被災元地の活用促進に努めます。
持続的な経営に向けた生産性向上支援	本市の地域経済を支える小規模事業者の振興を図るため、小規模事業者の販路開拓や業務効率化による生産性向上の取組を促進します。
店舗等ユニバーサルデザインの推進	中小事業者が店舗等のユニバーサルデザイン化を行う際に補助することにより、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
商店街等の活性化支援	イベント開催を支援することにより、中心市街地や商店街等の活性化を促進します。

基本事業の方向	主な取組内容
土地利活用の推進	土地利活用促進バンクに係る補助制度の周知及び官民連携の促進により土地の利活用をさらに推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
商工業の振興に満足している人の割合	%	44.5	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
商工会新規会員数	事業所	17	77	令和4年度から年10事業所程度の会員増加を目指す
かさ上げ部の土地利活用予定の割合（面積比）	%	43.9	50.0	令和10年度に50%を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市まちなか再生計画
- ・ 陸前高田市都市計画マスタープラン

基本政策 28	地産地消とブランド化を推進する
----------------	------------------------

現 状 と 課 題
・ 市内で生産された農林水産物の地元での消費拡大や、生産者及び事業者との連携による地場産品を活用した商品開発・生産体制の強化などにより、地場産品のブランド化の推進と、農林水産業の生産額増加の取組を進める必要があります。 ・ 農林水産物の安定した生産とともに、地場産品の認知度を向上させる必要があることから、市外への販路拡大を図るための各種商談会等への参加案内や、地場産品を使用した商品開発に対して、事業者へ支援しています。 ・ 地域の特色ある豊かな農産物があるものの、生産規模が小さく、市場の需要に十分に応えられていないことから、生産基盤を構築し、本市農産物の生産力の強化を図っていく必要があります。 ・ 安心・安全な地元産食材への需要が高まっていることから、たかたのゆめの生産において、化学農薬や化学肥料の使用量を低減する特別栽培の普及などを推進し、生産から流通まで関係機関が一体となって産地化に取り組む必要があります。 ・ 産直機能の充実を図ることで地元農産物を市内外にPRし、地産地消とともに地産外消を推進する必要があります。 ・ <u>ピーカンナッツ</u>の生産については、市内3か所で試験栽培を行っておりますが、ピーカン苗木の生産技術が確立されていないことから、試験ほ場において有識者の指導の下、生育状況の観察を継続する必要があります。 ・ 木材の地産地消を推進し、住宅等への利用促進を図っていくとともに、木を植え、育て、伐採するという林業のサイクルを循環させ、森林を健全な状態に保ちながら、持続的な木材利用につなげる必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
地場産品販路開拓支援	本市の地場産品を使用した商品開発への支援や、地元事業者の販路開拓を支援します。
地域の特性を活かしたブランド化推進	たかたのゆめ及び広田湾産イシカゲ貝など、特色ある本市の地場産品について、生産から消費までの関係者間のつながりを強化し、普及拡大を図ります。
安心・安全な地元産食材の提供	関係機関と連携し、たかたのゆめの特別栽培の普及など、産地のレベルアップに努めることにより、安心・安全な食材の提供を図ります。

基本事業の方向	主な取組内容
産直機能の充実	地産地消や地産外消を推進するため、市内産直施設における地元産食材を充実するなど、市内外へのPRを図ります。
ピーカンナッツによる農業再生と地方創生	ピーカンナッツの苗木育成の研究や試験栽培による実証事業により、良質な実が付く最適品種の選定や栽培技術の確立を図ります。また、関係団体との連携・協力のもと、ピーカンナッツの健康効果や食文化などの特性をPRすることにより、将来的な市内外への普及を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
地産地消とブランド化の推進に満足している人の割合	%	66.1	70.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に70%となることを目指す
【再掲】たかたのゆめの生産高	t	261	300	栽培技術の向上による収量の増加を図り、市場需要の300トンを達成することを目指す
【再掲】広田湾産イシカゲ貝の水揚量	Kg	84,248	100,000	年3%程度の増産を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市農業振興地域整備計画
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 陸前高田市森林整備計画
- ・ 陸前高田市建築物等木材利用促進方針

基本政策 29	地域資源を活かした観光振興を推進する
----------------	---------------------------

現 状 と 課 題
・本市における観光は、滞在時間の短い通過型観光の傾向が強く、観光消費による地域経済への波及効果が低い状況です。また、三陸沿岸道路の全線開通により高田松原津波復興祈念公園を中心に観光入込客数は増加している一方で、周辺地域へのアクセスの良さは、近隣都市などへの観光客が流出を助長する要因にもなっています。 ・滞在型観光への転換を図るため、受入体制の強化や地域住民との交流を含む国内外旅行客に興味を持っていただける体験型コンテンツの提供、旅行客に対するホスピタリティ（心からのおもてなし）向上への取組が必要です。 ・人口減少が進む中、交流人口及び関係人口の拡大につながる観光振興はこれまで以上に重要であり、既存観光地や従来のイベント開催、食、震災の事実と教訓の伝承などを活用した観光メニューに加え、豊かな自然、歴史・文化・風土に根ざした地域の魅力など、本市特有の観光資源を活かした体験型コンテンツの開発と新たな観光地づくりが求められています。

基本事業の方向	主な取組内容
新たな観光資源の活用と既存観光資源の磨き上げと観光消費額の拡大	震災・防災・減災教育や豊かな自然、地域固有の歴史・文化・風土、三陸の新鮮な食など、多彩な観光資源の一層の掘起しや、観光まちづくりに携わる人材の育成・活用などを推進するとともに、漁業・農業、自然など国内外旅行客にとって魅力ある体験型コンテンツの開発と充実により、多様化するニーズに対応していきます。また、高田松原をはじめ、黒崎仙峡、玉山金山など、各地域にある既存観光地や地域資源の磨き上げによる観光客の地域流入のほか、将来を見据えた新たな観光地づくり及び観光消費額の拡大などについて、市民や観光関係事業者等との連携を図ります。
観光施設等の活用	高齢者や障がいのある人、外国人などすべての旅行客が安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設の運営を行うほか、施設周辺の観光資源の活用により、利用者の満足度向上を図ります。
観光情報の発信	市内の観光関連情報を収集し、動画やW e b、S N Sを活用したプロモーションを展開することにより、国内外旅行客の視点から見た魅力的な情報発信に努めます。

基本事業の方向	主な取組内容
宿泊施設等の連携	宿泊施設と飲食店等の連携や、県営キャンプ場での農林水産物の販売、体験型コンテンツの提供等により、多様化するニーズに対応することで、滞在時間延伸及び満足度向上につなげ、滞在型観光への転換を図ります。
イベントの開催支援・誘致	各種イベントの開催支援や誘致に取り組み、交流人口の拡大につなげるとともに、主催者と連携した観光プロモーションにより来場者の再訪意欲向上を図ります。
スポーツ施設を活用した交流人口の拡大	夢アリーナたかた（総合交流センター、B & G 海洋センター）スポーツドーム、野球場及びサッカー場を活用したプロスポーツ、各種スポーツ大会、スポーツ合宿や各種イベント等の誘致により、交流人口の拡大を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
地域資源を活かした観光振興の推進に満足している人の割合	%	39.3	60.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に60%となることを目指す
宿泊者数	人	38,965	70,000	令和10年度までに3万人以上の増加を目指す
観光入込客数	千人回	1,193	1,500	令和10年度までに30万人以上の増加を目指す

部門別計画

・なし

基本政策 30	魅力ある雇用の創出と起業しやすい環境を整える
---------	------------------------

現 状 と 課 題
・進学を機に市外へ転出した若者が習得したスキルを活かす場が少なく、地元就職がしにくい状況にあることから、若者が希望を持って働ける場所と機会を創出するために企業の立地を促進する必要があります。 ・雇用のミスマッチが見られることから、新規学卒者をはじめ多様な就労の場の確保や就業体験などの取組が求められています。 ・中小企業の経営基盤の強化や体質改善が図られるよう、事業活動の継続・発展を支援するとともに、地域資源を活かした産業振興に取り組む必要があります。 ・中心市街地をはじめとする新たなまちづくりにおいては、新たな事業者や起業しやすい環境の整備が必要です。 ・<u>国際リニアコライダー（ILC）</u>の誘致実現に向けて、関係機関との連携・協力により、市民の機運醸成を図る必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
魅力ある雇用の創出	企業誘致の促進による魅力ある就業の場の確保や、陸前高田商工会、公共職業安定所などとの連携により、新たな雇用の場の創出を目指します。また、市外に住む新規学卒者に対し就職情報を提供するなど、Uターンや若年者の地元への就労・定住を推進します。
中小企業への支援	既存企業への支援により、事業拡大や雇用拡大を推進します。
起業しやすい環境づくり	陸前高田市チャレンジショップを活用し、新規事業者の育成及び支援を行うとともに、陸前高田商工会などの関係機関と連携し、起業を目指す方の事業計画の作成を支援するなど、起業しやすい環境を整備します。
ILC 誘致による雇用の創出等	ILC 建設等に関連する企業や研究関連の企業の誘致による雇用の創出を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
雇用の創出と起業しやすい環境の整備に満足している人の割合	%	27.8	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に50%となることを目指す
新規就職者数（累計）	人	1,296	3,100	ふるさとハローワークでの職業紹介による新規就職者数について、年300人程度を目指す。
市内における起業家の創出件数（累計）	件	53	70	年3件程度の起業家創出を目指す
市内における事業拡大を行った事業者数（累計）	件	4	10	年1件程度の事業拡大事業者数を目指す

部門別計画

- ・ 創業支援等事業計画

まちづくり総合計画後期基本計画（部門別計画）

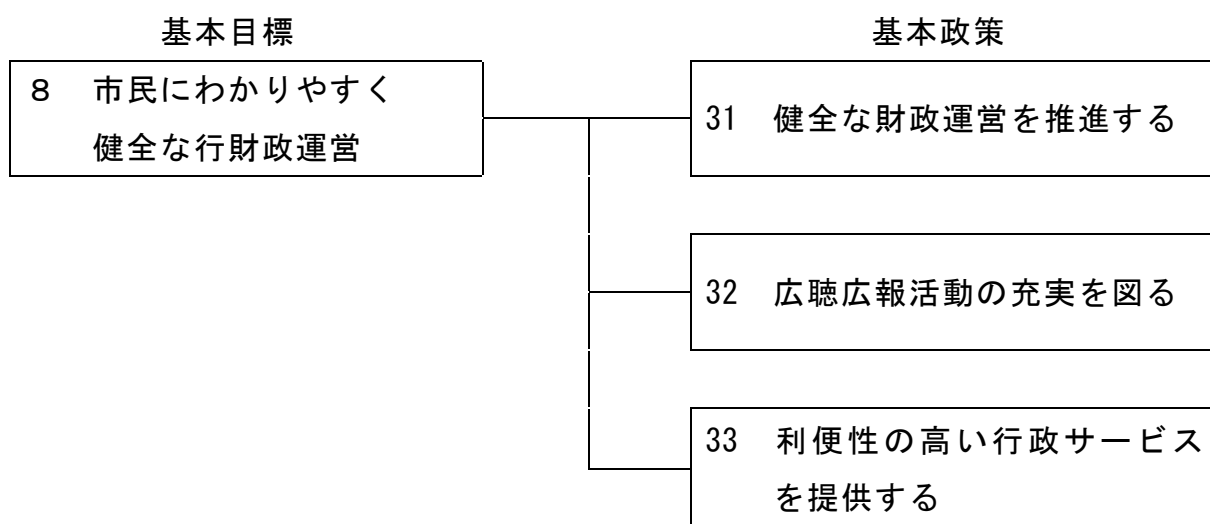
1 基本目標

8 市民にわかりやすく健全な行財政運営

2 基本方針（基本目標がめざすまちづくりの方針）

効果的かつ効率的な行政運営を推進し、行政サービスの市民満足度を高め、健全で持続可能な財政運営に努めます。

3 体系図



4 基本施策における取組内容

基本政策 31	健全な財政運営を推進する
---------	--------------

現 状 と 課 題
・ 東日本大震災からの復旧・復興事業のため、予算・決算規模が拡大しましたが、今後は震災前の規模に徐々に戻っていくことが見込まれることから、効率的な予算執行による経常経費の縮減などに努めながら、財政運営を行っています。 ・ 今後も人口減少に伴う市民税や地方交付税等の減収が見込まれることから、持続可能な財政運営を図るため、中長期的な財政見通しを試算し、今後の財政運営の指針としていくことが必要です。 ・ 市民税等の減収が見込まれる中、ふるさと納税寄附金制度や企業版ふるさと納税寄附金制度を推進することにより、新たな自主財源の確保が必要です。 ・ 財政状況の分析に当たっては、<u>地方公会計</u>の統一的な基準により財務書類を整備し、団体間の比較やストック情報を「見える」化することにより、できるだけ市民にわかりやすく情報提供していくことが必要です。

基本事業の方向	主な取組内容
中長期的な財政見通しに基づく財政運営	後年度の収支見積もりや中長期的な財政見通しの試算による持続可能で安定的な財政運営を図り、未利用財産の活用や多様な手法を用いた歳入確保と市民感覚・コスト意識を持った歳出削減に努めます。
地方公会計の整備	統一的な基準による財務書類を作成し、財政の効率化・適正化を図ります。
ふるさと納税寄附金制度等の推進による新たな自主財源の確保	ふるさと納税ポータルサイトや各種イベント等を通じたPR活動を積極的に行うとともに、返礼品をさらに充実させるため、本市の地場産品を活用した新たな商品開発を推進します。
公共施設等の総合的かつ計画的な管理	陸前高田市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
市の健全な財政運営の推進に満足している人の割合	%	37.7	50.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に50%となることを目指す
<u>実質公債費比率</u>	%	14.2	17.0 以下	地方債を借り入れる際に県知事の許可を要することとなる18%を超えない数値の維持を目指す

部門別計画

- ・ 陸前高田市公共施設等総合管理計画

基本政策 32	広聴広報活動の充実を図る
----------------	---------------------

現 状 と 課 題
・ 広く市政情報を届けるため、広報りくぜんたかたの発行、市公式ウェブサイトやフェイスブック、ツイッター、LINEなどのソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、記者会見や記者懇談会等を活用した情報発信を行っています。 ・ 市民から意見や要望等を積極的に伺い協働によるまちづくりを推進するため、市政懇談会やパブリックコメントなどを実施しています。 ・ 市民や来訪者に対して必要な情報を届けることができるよう、広報やSNS等の充実が必要です。 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響などにより市政懇談会の参加者数が減少傾向にあることから、開催方法等について検討する必要があります。

基本事業の方向	主な取組内容
わかりやすい市政情報の発信	誰もが親しみやすい広報紙や市公式ウェブサイトなどの作成により、わかりやすくかつ正確な市政情報を発信するとともに、SNSにより、常に新しい情報を発信していきます。
広聴活動の充実	市政懇談会に加えて、市長直送便や市長と語る会などについて周知を図るとともに、若い世代や子育て世代なども参加・利用しやすい環境づくりを推進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
市の広聴広報活動に満足している人の割合	%	78.2	80.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に80%となることを目指す
市公式ウェブサイト閲覧者数	人	299,649	317,700	令和10年度までに毎年3,000人の増加を目指す
市公式SNS（LINE等）におけるフォロワー数	人	30,055	33,100	令和10年度までに毎年500人の増加を目指す

部門別計画

・なし

基本政策 33	利便性の高い行政サービスを提供する
---------	-------------------

現 状 と 課 題
・市を取り巻く行財政環境がますます厳しくなる中、多様な住民ニーズに的確に応えるとともに、持続可能な行政運営を図るため、民間企業やNPOなどの多様な主体と連携し、専門的な知識や経験、技術を活用して新たな仕組みを構築することが重要となります。 ・市民の市政に対する理解と信頼を深めるため、行政文書の情報公開制度の適正な運用を図り、透明性の高い行政運営を進める必要があります。 ・多様化する行政ニーズに応じていくためには、経営感覚や市民目線を持ち、新たな政策や改革改善に積極的に取り組む人材を育成するとともに、デジタル技術を活用した質の高い行政サービスを提供していくことが求められます。 ・既存の情報通信基盤の適切な管理や利活用とあわせ、より一層の安全・安心なまちづくりを進めていくうえで、災害発生時の情報伝達手段の確保が必要であることから、災害時においても情報を受発信できる公衆無線LAN環境などの情報通信基盤の整備と、これらの情報通信ネットワークを活用した行政サービスの充実に向けた取組が必要となっています。

基本事業の方向	主な取組内容
持続可能な行政運営のための仕組みづくり	定員管理計画に基づく職員数の適正化や、事務事業の点検の実施により持続的で効率的な行政運営の実現を目指すとともに、民間活力を活用した行政運営により地域の活性化につながる仕組みの構築を図ります。
透明性の高い行政運営	広報や公式ウェブサイトにおいて行政運営に関する各種情報を公表することにより、市民に開かれた行政運営を推進します。
質の高い行政サービスの提供	人材育成基本方針に基づく職員の政策形成能力や職務遂行能力の向上を図ることにより、市政に対する市民満足度の向上を目指します。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進することにより、市民の利便性の向上を図るとともに、業務効率化による行政サービスの向上を目指します。

基本事業の方向	主な取組内容
情報通信基盤の利活用促進	行政情報や防災情報、各地域のイベントなどの情報を、インターネットを通じて発信するサイトを整備することにより、情報通信基盤の利活用を促進します。

成果指標項目	単位	現状値 (R4)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
市の行政サービスに満足している人の割合	%	60.3	65.0	市民満足度調査において「満足している」又は「やや満足している」と答えた市民の割合が令和10年度に65%となることを目指す
公共無線LAN整備箇所数（累計）	箇所	30	35	令和10年度までは主に避難所等への整備を目指す

部門別計画

- ・なし

用語解説

ページ	用語	解説
1	ローリング	毎年度、社会情勢の変化に応じて、事業計画の見直しや部分的な修正を行い、計画と現実が大きくずれのを防ぐ方法のこと。
2	第2期まち・ひと・しごと総合戦略	まち・ひと・しごと創生法に基づき、陸前高田市が策定した人口減少に歯止めをかけるための目標や施策を定めた基本計画。
31	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができるように目指した施設・製品・情報などの設計。
38	防災メール	メール配信サービスに登録・利用することで、防災行政無線の放送内容を携帯電話やパソコンのメールでも受信できるサービス。
38	ローリングストック備蓄法	日常的に非常食を食べて、食べたらいちいち買い足すという行為を繰り返し、常に家庭に新しい非常食を備蓄する方法。
47	GX（グリーントラン스포ーメーション）	地球環境を健全に保つことを目的に、化石燃料中心の社会構造や産業構造をクリーンエネルギー中心へ転換させるための枠組みのこと。
52	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母または父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的として養成機関で修業する場合に、所得に応じて給付金を支給する制度。
63	パートナーシップ制度	同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認める制度。
64	地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供するシステム。
68	未来かなえネット	気仙管内の医療・介護・福祉機関などで構成される一般社団法人未来かなえ機構が運営する、登録した患者の既往歴や服薬状況などを医療・介護・福祉機関などが共有することにより、治療・介護の効率化などを図る仕組み。
73	陸前高田思民	震災後にボランティアや視察のために陸前高田市を訪れた人や、ふるさと納税に協力いただいた人など、本市に関心と愛着を持ち続けている人。

ページ	用語	解説
80	日本型直接支払制度	農業の持つ多面的機能（国土保全、水源涵養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。3つの制度（多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度、中山間地域等直接支払制度）の総称。
81	空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人に紹介する制度。
81	特別栽培	堆肥等の有機肥料の活用等により、化学肥料や化学農薬の使用量をこれまでの栽培方法から半減する栽培方法。
81	独立自営就農者	自分で農地や機械等を確保して就農する方法。農地や資金等を確保しつつ、作物を伐採する技術を十分に習得する必要がある。
81	たかたのゆめ	復興支援の一環として、日本たばこ産業株式会社から陸前高田市に寄贈された種もみから育てたオリジナルブランド米。
82	民有林人工林	国有林以外の森林のうち、木材の生産目的等のために、人の手で播種や苗木の植栽により育てられた森林。
82	特用林産物	食用のきのこ類、樹実類、山菜類等、うるし、木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹林、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。
82	きかいじごしら 機械地捨え	バックホウなどの機械により、伐採後に取り残された木の根や枝などを整理して、新たな苗を植栽できるように土地を整理する作業。
82	低密度植栽	限られた財源で効率的に再生林を行えるよう、植栽本数を減らすことで造林・保育の低コスト化を図る手法。
82	コンテナ苗	硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。通常の苗に比べ、初期成長が早い、植栽作業に熟練を要しないなどの効果がある。

ページ	用語	解説
84	貝毒	主に二枚貝（ホタテガイやアサリなど）が毒素を持った植物プランクトンを餌として食べることによって、体内に毒を蓄積させる現象。毒が蓄積した貝類をヒトが食べると、中毒症状を引き起こすことがある。
86	6次産業化	農林漁業者（1次産業）が、農畜産物や水産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組むことによって農林水産業を活発化させ、農山漁村を豊かにしていこうとするもの。 6次産業の「6」は、1次産業の「1」×2次産業の「2」×3次産業の「3」の掛け算の「6」を意味する。
88	ピーカンナッツ	クルミ科落葉樹の種実。栄養価が高く、ナッツに含まれる抗酸化物質はアルツハイマー病予防に役立つ可能性があるとされている。
92	国際リニアコライダー（ILC）	全長20～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速・衝突させ、質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模施設。
95	地方公会計	「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に、「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことにより、資産・負債などのストック情報や、現金主義の会計制度では見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等をわかりやすく開示するとともに、資産・債務の適正管理や有効活用など、中長期的な視点に立った自治体経営の強化に資する制度。
96	実質公債費比率	地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債額）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。



陸前高田市民憲章

わたくしたちの陸前高田市は、白砂青松の高田松原をはじめ、海・山・川の資源に恵まれ、先人ののこした歴史と伝統のあるまちです。

わたくしたちは、陸前高田市を愛し、豊かな心を持ち、広い視野にたって力をあわせ、より住みよいまちづくりに努めるため、この憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし、
美しいまちをつくります。
- 1 家族の和と、健康に心がけ、
明るいまちをつくります。
- 1 働くことに意欲をもち、
活気にみちたまちをつくります。
- 1 思いやりの心を持ち、
うるおいのあるまちをつくります。
- 1 教養を深め、
文化の高いまちをつくります。